

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事
工事地名	群馬県伊勢崎市野町地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 2 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 3 月
2) 事務所名	高崎河川国道事務所 工務第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号		1 4) 単価適用年月	2026 年 3 月
4) 契約区分		1 5) 歩掛適用年月	2026 年 3 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路改良工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	306 日間 自 令和 8 年 5 月 11 日 (当初) 至 令和 9 年 3 月 12 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	群馬県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	前橋・高崎地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 5 0 号	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 2 月 6 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良			式	1		75,823,915			
調整池工			式	1		72,955,811			
掘削工 (ICT)			式	1		1,611,178			
掘削 (ICT)		土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3	2,800	416.5	1,166,200			単-1号
土砂等運搬 (1)		土砂 調整池～現場	m3	1,180	377.1	444,978			単-2号
路体盛土工			式	1		10,210,500			
路体(築堤)盛土		2.5m未満	m3	1,500	6,807	10,210,500			単-3号
流入施設工			式	1		17,735,619			
床掘り (1)		土砂 小規模	m3	50	2,237	111,850			単-4号
埋戻し (1)		土砂 小規模	m3	40	4,057	162,280			単-5号
土砂等運搬 (2)		土砂 調整池～現場	m3	10	760.9	7,609			単-6号
油水分離柵		φ 1800 2500×2500用	基	2	8,198,000	16,396,000			単-7号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
分岐桧	1000×4000×1500	基	1	856,700	856,700			単-8号	
ヒューム管(B形管) (接続管渠)	φ 500 外圧管1種	m	6	33,530	201,180			単-9号	
放流施設工		式	1		1,895,958				
床掘り (2)	土砂 小規模	m3	50	2,237	111,850			単-10号	
埋戻し (2)	土砂 小規模	m3	20	4,057	81,140			単-11号	
土砂等運搬 (3)	土砂 調整池～現場	m3	20	760.9	15,218			単-12号	
放流塔		基	1	660,300	660,300			単-13号	
吐口工		基	1	129,300	129,300			単-14号	
プレキャストボックス (放流函渠)	内幅 0.7m 内高 0.7m	m	11	71,490	786,390			単-15号	
ふとんかご	スロープ 式 B1000-L2000-H500	枚	4	27,940	111,760			単-16号	
舗装工		式	1		18,967,789				
碎石舗装	RC-30 t=100	m2	747	583.6	435,949			単-17号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
底張コンクリート	18-8-25(高炉) t=200m m	m2	2,560	7,239	18,531,840			単-18号	
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)		式	1		18,653,130				
床掘り (3)	土砂 平均施工幅1m以上2m未満	m3	350	286.8	100,380			単-19号	
埋戻し (3)	土砂 最大埋戻幅1m未満	m3	130	3,337	433,810			単-20号	
基面整正		m2	150	516.2	77,430			単-21号	
土砂等運搬 (4)	土砂 調整池～現場	m3	210	638.2	134,022			単-22号	
現場打基礎コンクリート	18-8-25(高炉) 底幅 52cm 高さ 30cm	m	213	9,668	2,059,284			単-23号	
コンクリート(間知)ブロック積		m2	450	28,290	12,730,500			単-24号	
胴込・裏込材(砕石)	再生砕石 RC-40	m3	227	8,076	1,833,252			単-25号	
現場打天端コンクリート	18-8-25(高炉)	m	221	5,812	1,284,452			単-26号	
防止柵工		式	1		3,881,637				
床掘り (4)	土砂 小規模	m3	5	2,237	11,185			単-27号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
埋戻し (4)	土砂 小規模	m3	5	4, 057	20, 285			単-28号	
積込(ルース) (1)	土砂 土量50, 000m3未満	m3	5	236. 9	1, 184			単-29号	
土砂等運搬 (5)	土砂 仮置場～調整池	m3	5	377. 1	1, 885			単-30号	
基礎ブロック, 鋼管基礎	基礎ブロック 250×250×500	基	122	6, 479	790, 438			単-31号	
金網・支柱(立入防止柵)	柵高2m 支柱間隔2m	m	244	11, 640	2, 840, 160			単-32号	
門扉	両開き	基	1	216, 500	216, 500			単-33号	
仮設工		式	1		2, 868, 104				
土留・仮締切工		式	1		468, 504				
土のう (1)	耐候性土のう(丸型)φ110×110 短期仮設(1年) 製作・設置	袋	54	7, 605	410, 670			単-34号	
土のう (2)	耐候性土のう(丸型)φ110×110 短期仮設(1年) 撤去	袋	54	1, 071	57, 834			単-35号	
交通管理工		式	1		2, 399, 600				
交通誘導警備員		人日	140	17, 140	2, 399, 600			単-36号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接工事費			式	1		75,823,915			
共通仮設費			式	1		9,199,225			
共通仮設費			式	1		1,450,225			
技術管理費			式	1		662,225			
システム初期費 (ICT)			式	1		598,000			内-1号
道路施設基本データ作成費用			式	1		64,225			内-2号
現場環境改善費（率計上）			式	1		788,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		7,749,000			
純工事費			式	1		85,023,140			
現場管理費			式	1		26,272,000			
工事原価			式	1		111,295,140			
一般管理費等			式	1		18,814,860			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格			式	1		130,110,000			
消費税相当額			式	1		13,011,000			
工事費計			式	1		143,121,000			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	バックホ	式	1		598,000			
合 計					598,000			

一式当たり内訳書

道路施設基本データ作成費用
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本データ作成費用		式	1		64,225			
合 計					64,225			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	掘削(ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	416.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削 (I C T)		土砂 オープンカット 無し 5,000m3未満	m 3	1	416.5	416.5		
計						416.5		
単価						416.5	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	土砂等運搬 (1)	土砂 調整池～現場	単位	m3	数量	1	単価	377.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	1	377.1	377.1		
計						377.1		
単価						377.1	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,807
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土		2.5m未満	m 3	1	6,807	6,807		
計						6,807		
単価						6,807	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	床掘り (1)	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	2,237
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	2,237	2,237		
計						2,237		
単価						2,237	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	埋戻し (1)	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	4, 057
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	4, 057	4, 057		
計						4, 057		
単価						4, 057	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	土砂等運搬 (2)	土砂 調整池～現場	単位	m3	数量	1	単価	760. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		小規模 バックホウ山積0. 28m3(平積0. 2m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0. 2km以下	m 3	1	760. 9	760. 9		
計						760. 9		
単価						760. 9	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一7号	油水分離桝	φ1800 2500×2500用	単位	基	数量	1	単価	8,198,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
油水分離桝設置工		φ1800 □2500 蓋設置含む、穿孔含まず	基	1	189,700	189,700		
油水分離桝		φ1800 □2500 蓋、直壁、頂版・中間・管取付ブロック含む	基	1	7,840,000	7,840,000		
【蓋】								
コンクリート		小型構造物 バックホウ(クレーン機能付)打設 18-8-25(高炉) 一般養生 全ての費用	m 3	1.4	38,130	53,382		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	5.8	9,561	55,453.8		
【基礎】								
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 バックホウ(クレーン機能付)打設 各種 養生無し 全ての費用	m 3	1	35,300	35,300		
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m 2	1.3	5,363	6,971.9		
基礎碎石		17.5cmを超え20.0cm以下 再生クラッシュラン 40〜0 全ての費用	m 2	10.1	1,606	16,220.6		
計						8,197,028.3		
単価						8,198,000	円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一8号	分岐樹	1000×4000×1500	単位	基	数量	1	単価	856, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 パツクホリ(クレーン機能付)打設 24-12-25(20)(高炉) 一般養生	m 3	4. 2	37, 590	157, 878		
型枠		一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	31. 9	10, 580	337, 502		
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	4	71, 420	285, 680		
足掛金具		幅300 D16 L=800 錆止め塗装	個	8	3, 120	24, 960		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0. 197	189, 600	37, 351. 2		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D16～25 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0. 017	187, 500	3, 187. 5		
基礎碎石		12. 5cmを超え17. 5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	6. 8	1, 486	10, 104. 8		
計						856, 663. 5		
単価						856, 700	円／基	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	ヒューム管(B形管) (接続管渠)	φ500 外圧管1種	単位	m	数量	1	単価	33, 530
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ヒューム管 (B形管)		据付 500mm 90° 巻き 有り 外圧管1種 18-8-25 (20) (高炉) 全ての費用	m	1	33, 530	33, 530		
計						33, 530		
単価						33, 530	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	床掘り (2)	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	2, 237
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	2, 237	2, 237		
計						2, 237		
単価						2, 237	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	埋戻し (2)	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	4, 057
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	4, 057	4, 057		
計						4, 057		
単価						4, 057	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一12号	土砂等運搬 (3)	土砂 調整池～現場	単位	m3	数量	1	単価	760. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		小規模 バックホウ山積0. 28m3(平積0. 2m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0. 2km以下	m 3	1	760. 9	760. 9		
計						760. 9		
単価						760. 9	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一13号	放流塔		単位	基	数量	1	単価 660, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【放流施設】							
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 バックホウ(クレーン機能付)打設 24-12-25(20)(高炉) 一般養生	m 3	3. 2	37, 590	120, 288	
型枠		一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	17. 7	10, 580	187, 266	
基礎碎石		17. 5cmを超え20. 0cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	3. 6	1, 606	5, 781. 6	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 バックホウ(クレーン機能付)打設 各種 養生無し 全ての費用	m 3	0. 4	35, 300	14, 120	
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m 2	0. 8	5, 363	4, 290. 4	
足掛金具		幅300 D16 L=800 錆止め塗装	個	6	3, 120	18, 720	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0. 123	189, 600	23, 320. 8	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D16～25 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0. 016	187, 500	3, 000	
【オフィス】							
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 バックホウ(クレーン機能付)打設 24-12-25(20)(高炉) 一般養生	m 3	0. 3	37, 590	11, 277	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一13号	放流塔		単位	基	数量	1	単価	660, 300
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	2. 9	10, 580	30, 682			
再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	0. 1	2, 000	200			
基礎砕石	12. 5cmを超え17. 5cm以下 再生クラッシャーラン 40～0 全ての費用	m 2	0. 6	1, 486	891. 6			
硬質塩化ビニル管	一般管 V P - 5 0	m	1	458	458			
オリフィススクリーン	SUS304 L-30×30×3 丸鋼・アンカーボルト含む	組	1	240, 000	240, 000			
計					660, 295. 4			
単価					660, 300	円／基		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	吐口工		単位	基	数量	1	単価	129, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 パツクホリ(クレーン機能付)打設 18-8-25(高炉) 一般養生 全ての費用	m 3	1. 6	37, 160	59, 456		
型枠		一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	6. 6	10, 580	69, 828		
計						129, 284		
単価						129, 300	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	プレキャストボックス (放流函渠)	内幅 0.7m 内高 0.7m	単位	m	数量	1	単価	71, 490
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ボックスカルバート		据付 2.0m/個 0<B≤1.25 0<H≤1.25 基礎砕石+均しコンクリート 無し 標準 全ての費用	m	1	71, 490	71, 490		
計						71, 490		
単価						71, 490	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-16号	ふとんかご	スロープ式 B1000-L2000-H500	単位	枚	数量	1	単価	27, 940
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ふとんかご設置		スロープ式 B1000-L2000-H500	枚	1	10, 810	10, 810		
ふとんかご		B1000-L2000-H500	枚	1	12, 800	12, 800		
割栗石		150-200mm	m 3	0. 95	4, 550	4, 322. 5		
計						27, 932. 5		
単価						27, 940	円／枚	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一17号	碎石舗装	RC-30 t=100	単位	m2	数量	1	単価	583.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤（車道・路肩部）		100mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-30 全ての費用	m 2	1	583.6	583.6		
計						583.6		
単価						583.6	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一18号	底張コンクリート	18-8-25(高炉) t=200mm	単位	m2	数量	2,557.9	単価	7,239
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 コンクリート床 車打設 18-8-25(高炉) 100m3以上500m3未満 一般養生 延長無し	m 3	511.6	25,130	12,856,508		
溶接金網設置工		D6×150×150	m2	2,437.1	516.2	1,258,031.02		
鉄筋金網		S D 2 9 5 D 6 × 1 5 0 × 1 5 0	m 2	2,437.1	596	1,452,511.6		
スパーサー		かぶり90,100(mm)	個	10,232	167	1,708,744		
目地板		30m2以上 瀝青質目地板t=20	m 2	144	8,605	1,239,120		
計						18,514,914.62		
単価						7,239	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	床掘り (3)	土砂 平均施工幅1m以上2m未満	単位	m3	数量	1	単価	286. 8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 無し	m 3	1	286. 8	286. 8		
計						286. 8		
単価						286. 8	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一20号	埋戻し (3)	土砂 最大埋戻幅1m未満	単位	m3	数量	1	単価	3, 337
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m 3	1	3, 337	3, 337		
計						3, 337		
単価						3, 337	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一21号	基面整正		単位	m2	数量	1	単価	516. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基面整正			m 2	1	516. 2	516. 2		
計						516. 2		
単価						516. 2	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一22号	土砂等運搬 (4)	土砂 調整池～現場	単位	m3	数量	1	単価	638. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0. 45m3 (平積0. 35m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0. 5km以下	m 3	1	638. 2	638. 2		
計						638. 2		
単価						638. 2	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一23号	現場打基礎コンクリート	18-8-25(高炉) 底幅 52cm 高さ 30cm	単位	m	数量	10	単価	9,668
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打基礎コンクリート		18-8-25(高炉) 有り 一般養生・特殊養生(練炭)	m 3	1. 14	84,800	96,672		
計						96,672		
単価						9,668	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一24号	コンクリート(間知)ブロック積		単位	m2	数量	1	単価	28,290
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリートブロック積工		JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込+裏込) 0.32m3/m2 18-8-25(20)(高炉)	m 2	1	28,290	28,290		
計						28,290		
単価						28,290	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一25号	胴込・裏込材(砕石)	再生砕石 RC-40	単位	m3	数量	1	単価	8,076
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
胴込・裏込材(砕石)		間知・平・連節・緑化ブロック 再生砕石 RC-40	m 3	1	8,076	8,076		
計						8,076		
単価						8,076	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一26号	現場打天端コンクリート	18-8-25(高炉)	単位	m	数量	10	単価	5,812
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打天端コンクリート		18-8-25(高炉) 一般養生	m 3	0.84	68,620	57,640.8		
目地板		30m2未満 瀝青質目地板t=10	m 2	0.08	5,945	475.6		
計						58,116.4		
単価						5,812	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一27号	床掘り (4)	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	2, 237
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	2, 237	2, 237		
計						2, 237		
単価						2, 237	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一28号	埋戻し (4)	土砂 小規模	単位	m3	数量	1	単価	4, 057
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	4, 057	4, 057		
計						4, 057		
単価						4, 057	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一29号	積込(ルーズ) (1)	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	236.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	236.9	236.9		
計						236.9		
単価						236.9	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一30号	土砂等運搬 (5)	土砂 仮置場～調整池	単位	m3	数量	1	単価	377.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	1	377.1	377.1		
計						377.1		
単価						377.1	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一31号	基礎ブロック, 鋼管基礎	基礎ブロック 250×250×500	単位	基	数量	1	単価	6,479
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎ブロック, 鋼管基礎		基礎ブロック 金網柵 無し 全ての費用	基	1	6,157	6,157		
基礎砕石		17.5cmを超え20.0cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	0.2	1,606	321.2		
計						6,478.2		
単価						6,479	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一32号	金網・支柱(立入防止柵)	柵高2m 支柱間隔2m	単位	m	数量	1	単価	11,640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
金網・支柱(立入防止柵)		基礎ブロック 2m	m	1	3,559	3,559		
金網・支柱(立入防止柵) (材料費)			m	1	8,080	8,080		
計						11,639		
単価						11,640	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-33号	門扉	両開き	単位	基	数量	1	単価	216,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
門扉		両開き						
			基	1	40,720	40,720		
門扉（材料費）			基	1	126,000	126,000		
コンクリート		小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	0.41	36,730	15,059.3		
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	3.44	9,561	32,889.84		
基礎碎石		17.5cmを超え20.0cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	1.14	1,606	1,830.84		
計						216,499.98		
単価						216,500	円／基	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単－34号	土のう (1)	耐候性土のう(丸型)φ110×110 短期仮設(1年) 製作・設置	単位	袋	数量	1	単価	7,605
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
大型土のう工		製作・設置 流用土 5mを超え20m以下 標準(1.0)	袋	1	7,605	7,605		
計						7,605		
単価						7,605	円／袋	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単－35号	土のう (2)	耐候性土のう(丸型)φ110×110 短期仮設(1年) 撤去	単位	袋	数量	1	単価	1,071
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
大型土のう工		撤去 6mを超え20m以下 標準(1.0)	袋	1	1,071	1,071		
計						1,071		
単価						1,071	円／袋	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一36号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	17,140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	17,140	17,140		
計						17,140		
単価						17,140	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油水分離機設置工	φ1800 □2500 蓋設置含む、穿孔含まず	単位	基	数量	1	単価	189,700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.79	32,946	26,027		
	特殊作業員		人	1.4	27,642	38,698		
	普通作業員		人	2.8	25,806	72,256		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	25 t 吊	日	0.79	53,200	42,028		
	諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		10,691		
	計					189,700		
	単価					189,700	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	71,420
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	蓋版コンクリート・鋼製	40kg以下 昼 無	枚	100	410.04	41,004		
	分岐柵用縞鋼板蓋	1000×1200×3.2 補強アングル・吊金具・鎖含む	枚	100	71,000	7,100,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		996		
	計					7,142,000		
	単価					71,420	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無 (鉄筋割合10%未満含む) 補正無 (一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	189,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 3	t	1.03	110,000	113,300		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	76,245	76,245		
	諸雑費 (まるめ)		式	1		55		
	計					189,600		
	単価					189,600	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D16～25 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	187,500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 6 ～ 2 5	t	1.03	108,000	111,240		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	76,245	76,245		
	諸雑費（まるめ）		式	1		15		
	計					187,500		
	単価					187,500	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ふとんかご設置	スロープ式 B1000-L2000-H500	単位	枚	数量	10	単価	10,810
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.5	32,946	16,473		
	特殊作業員		人	0.5	27,642	13,821		
	普通作業員		人	2	25,806	51,612		
	運転手（特殊）		人	0.5	28,458	14,229		
	バックホウ（クローラ）〔標準〕	山積0.8m3（平積0.6m3）	日	0.75	9,000	6,750		
	軽油		L	39.8	130	5,174		
	諸雑費（まるめ）		式	1		41		
	計					108,100		
	単価					10,810	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	溶接金網設置工	D6×150×150	単位	m2	数量	100	単価	516.2
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	2	25,806	51,612		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						51,620		
単価						516.2	円／m2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリートブロック積工	JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込+裏込) 0.32m3/m2 18-8-25(20)(高炉)	単位	m 2	数量	100	単価	28,290
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ブロック積工	昼間 制約無	m 2	100	14,912.4	1,491,240		
	コンクリート積ブロック	J I S 滑 面 1 5 0 k g / 個 未 満	m 2	100	5,880	588,000		
	生コンクリート 高炉	1 8 - 8 - 2 5 (2 0)	m 3	35.84	20,900	749,056		
	諸雑費（まるめ）		式	1		704		
	計					2,829,000		
	単価					28,290	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	製作・設置 流用土 5mを超え20m以下 標準(1.0)	単位	袋	数量	10	単価	7,605
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.204	32,946	6,720		
	特殊作業員		人	0.204	27,642	5,638		
	普通作業員		人	0.204	25,806	5,264		
	大型土のう袋材(耐候性)	(丸型)φ110×110 短期仮設(1年)対応	袋	10	3,770	37,700		
	バックホウ運転 (クレーン仕様)	製作・設置 5mを超え20m以下	日	0.204	46,720	9,530		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	0.204	53,200	10,852		
	諸雑費 (率+まるめ) 2%		式	1		346		
	計					76,050		
	単価					7,605	円/袋	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	撤去 6mを超え20m以下 標準(1.0)	単位	袋	数量	10	単価	1,071
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.094	32,946	3,096		
	特殊作業員		人	0.094	27,642	2,598		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2 5 t 吊	日	0.094	53,200	5,000		
	諸雑費 (率+まるめ) 0.4%		式	1		16		
	計					10,710		
	単価					1,071	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17, 140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	17, 136	17, 136		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						17, 140		
単価						17, 140	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（I C T）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価	598, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		バックホウ	式	1		598, 000		
計						598, 000		
単価						598, 000	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	道路施設基本データ作成費用		単位	式	数量	1	単価	64,225
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
技術員			人	1.75	36,700	64,225		
計						64,225		
単価						64,225	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5mを超え20m以下	単位	日	数量	1	単価	46,720
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458		
	軽油		L	65	130	8,450		
	バックホウ（クレーン型）〔後方超小旋回・クレーン付〕	山積0.45m ³ (平積0.35m ³)吊2.9t	日	1.36	7,210	9,805		
	諸雑費（まるめ）		式	1		7		
	計					46,720		
	単価					46,720	円／日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	75, 823, 915	直接工事費	75, 823, 915	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		75, 823, 915	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		75, 823, 915		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10. 02 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		10. 22 %	（10. 02% × 週休1. 02）			
計上額		7, 749, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	75,823,915	直接工事費	75,823,915		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	75,823,915	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.04 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.04 %				
計上額	788,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	662, 225				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	662, 225
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					9, 199, 225

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	85,023,140	単独（追加工事）直接工事費	75,823,915	単独（追加工事）共通仮設費	9,199,225
非対象額計（一）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	85,023,140	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	85,023,140		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	30　%		0　%		0　%
施工地域等補正	0　%				
施工時期補正	0　%	熱中症補正	0　%	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0　%				
砂防・地すべり補正	0　%		0　%		
率（補正後）	30.9　%（30　% × 週休1.03）		0　%		
計上額	26,272,000		0		0
			4,722,993（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名 高崎河川国道事務所 工務第二課
 発注年月 令和08年02月 契約区分

工事番号
 主工種 道路改良工事 第 0 回変更

工事原価	111,295,140				
純工事費	85,023,140	現場管理費	26,272,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	111,295,140	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	111,295,140	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	111,295,140				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.87 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	18,814,860				
業務委託料等	0				
調査基準価格	130,086,000				
調査基準価格の100/110	118,260,000	（ 90.89 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所 工務第二課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
調整池工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3		2,800		
土砂等運搬 (1)	土砂 調整池～現場	m3		1,180		
路体盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		1,500		
流入施設工		式		1		
床掘り (1)	土砂 小規模	式		1		
埋戻し (1)	土砂 小規模	式		1		
土砂等運搬 (2)	土砂 調整池～現場	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
油水分離柵	φ 1800 2500×2500用	基		2		
分岐柵	1000×4000×1500	基		1		
ヒューム管 (B形管) (接続管渠)	φ 500 外圧管1種	m		6		
放流施設工		式		1		
床掘り (2)	土砂 小規模	式		1		
埋戻し (2)	土砂 小規模	式		1		
土砂等運搬 (3)	土砂 調整池～現場	式		1		
放流塔		基		1		
吐口工		基		1		
プレキャストボックス (放流函渠)	内幅 0.7m 内高 0.7m	m		11		
ふとんかご	スロープ 式 B1000-L2000-H500	枚		4		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
舗装工		式		1		
砕石舗装	RC-30 t=100	m2		747		
底張コンクリート	18-8-25 (高炉) t=200mm	m2		2, 560		
コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)		式		1		
床掘り (3)	土砂 平均施工幅1m以上2m未満	式		1		
埋戻し (3)	土砂 最大埋戻幅1m未満	式		1		
基面整正		式		1		
土砂等運搬 (4)	土砂 調整池～現場	式		1		
現場打基礎コンクリート	18-8-25 (高炉) 底幅 52cm 高さ 30cm	m		213		
コンクリート (間知) ブロック積		m2		450		
胴込・裏込材 (砕石)	再生砕石 RC-40	m3		227		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場打天端コンクリート	18-8-25 (高炉)	m		221		
防止柵工		式		1		
床掘り (4)	土砂 小規模	式		1		
埋戻し (4)	土砂 小規模	式		1		
積込 (ルース) (1)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬 (5)	土砂 仮置場～調整池	式		1		
基礎ブロック, 鋼管基礎	基礎ブロック 250×250×500	基		122		
金網・支柱 (立入防止柵)	柵高2m 支柱間隔2m	m		244		
門扉	両開き	基		1		
仮設工		式		1		
土留・仮締切工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
土のう (1)	耐候性土のう (丸型) φ 110×110 短期 仮設 (1年) 製作・設置	袋		54		
土のう (2)	耐候性土のう (丸型) φ 110×110 短期 仮設 (1年) 撤去	袋		54		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	75, 823, 915
(2) 共通仮設費 -----	9, 199, 225
(3) 純工事費 -----	85, 023, 140

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	26, 272, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	111, 295, 140
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	18, 814, 860
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	130, 110, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	13, 011, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	143, 121, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	130, 110, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	130, 086, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	118, 260, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額)	18, 820, 008	)
-------------------	--------------	---

令和 7 年度

R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路野町地区改良その 3 工事
特記仕様書

令和 8 年 2 月



国土交通省 関東地方整備局



高崎河川国道事務所

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
(URL「<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>」)
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－ 1 「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。
4. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
5. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
6. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
7. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

のとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。

（1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は群馬県内の工事でなければならない。

（6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第7条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点 群馬県伊勢崎市野町 緯度 36°23'02" 経度 139°13'32"
終点 群馬県伊勢崎市野町 緯度 36°23'02" 経度 139°13'35"

第8条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、群馬県伊勢崎市野町地先の国道50号前橋笠懸道路事業地にて、調整池工を施工する工事である。

【工事概算数量】

・掘削工(ICT)	2,800m ³
・路体盛土工	1,500m ³
・流入施設工	1式
・放流施設工	1式
・碎石舗装	750m ²
・底張コンクリート	2,600m ²
・コンクリートブロック積	450m ²
・防止柵工	250m
・仮設工	1式

第9条 コリンズ(CORINS)への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための

確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業 務 名	テクリス番号
R 5 国道 5 0 号前橋笠懸道路詳細修正設計業務	4053922397

第 1 0 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注 1: 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注 2: 所属会社の写真とする。

第 1 1 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 8 5 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - （3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は高崎河川国道事務所のホームページにより公表する。
 - （4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資 料 名	内 訳
-------	-----

低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第 12 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 13 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- 1) 放流施設工
- 2) 舗装工
- 3) コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)

第 14 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第 15 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第16条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第17条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev 5. 7）令和7年3月版国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 19 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 20 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 21 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は、速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和 5 年 1 2 月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 22 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 23 条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1－1－1－16 から 1－1－1－18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続

きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第24条 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第25条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第26条 再生資材の活用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	構造物基礎、コンクリートブロック工（胴込・裏込材）
再生クラッシャーラン	RC-30	天端砕石舗装

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第27条 特定建設資材の分別解体等の再生資源化等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律第68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分別解体等の方法

工 程 ご と の	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

作業 内容 及び 解体 方法	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
 なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第28条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第29条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3－3－3配合」に従うものとする。

第30条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧 (URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」) によるものとする。

第31条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準(令和6年3月)「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)(以下、デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情

報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確定を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<http://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第32条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象は、土工を含む工事とする。

① 3次元起工測量

② 3次元設計データ作成

③ ICT建設機械による施工

④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものと

する。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000m³未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5.①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5.②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5.③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) T S 等光波方式を用いた出来形管理
- 6) T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) R T K－G N S Sを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T S ・ G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又は R I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、T S ・ G N S Sを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、3次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式は L A S のポイントファイルとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用する I C T機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した C A Dデータを受注者に貸与する。また、I C T施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第33条 ICT活用工事（作業土工（床掘工））について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT 施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けて ICT 施工技術を活用した工事（ICT 活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT 活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT 施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

- ① 起工測量（選択）
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 該当なし
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ICT 施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下 4～6 により ICT 施工技術の活用を行うことができる。

4. ICT 施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

① 起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量または ICT 施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した 3 次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ICT 施工技術を用いた起工測量としては、3 次元測量データを取得するため、以下 1）～7）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS 等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSS を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、4. ①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT 建

設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

4. ②で作成した3次元設計データを用いて、作業に応じて以下に示すICT建設機械を選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ 3次元データの納品

4. ②により作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、1-3①において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

5. 上記4. ①（選択）②③の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第34条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第35条 ICT活用工事の費用について（土工）

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ICT活用工事（土工1，000m³以上）積算要領
- ・ICT活用工事（土工1，000m³未満）積算要領
- ・ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2
- ・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条 ICT活用工事の費用について（作業土工（床掘工））

1. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ICT活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第37条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第38条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・

基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、５１，０００円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３９条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。

受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	２００～３００程度※ ^１ ※１ 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する。（BIM/CIM 取扱要領「付属資料２ オブジェクト分類」を参照）。

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- １）工事概要
- ２）整理すべき課題
- ３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- ４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）
- ５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- ６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル

形式

7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）

9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）

3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. 貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータを貸与することができる。

- ・ R 5 国道 5 0 号前橋笠懸道路詳細修正設計業務

5. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第 4 0 条 DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料 (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference/>) 及びポータルサイト (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/>) を参照すること。

第 4 1 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

- Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
 - Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
 - Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - Ⅶ．事故防止
- 2．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
- 3．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
- 4．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
- 5．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	交通誘導警備員	備 考
全ての工種	昼間作業	140 人（うち有資格誘導員 0 人）	
合計		140 人（うち有資格誘導員 0 人）	

- 6．UAV等を使用する際の安全面への配慮について
受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第42条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- 1．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
- 2．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日÷工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％）＝真夏日率×補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第４３条 安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第44条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6を参考にすること。

防災措置に要する費用については第23条 の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第45条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し、設計審査会で確認した上で監督職員に提出しするものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第46条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験者1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第47条 路上工事の縮減等

受注者は路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員へ提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減に努めるものとする。

第48条 特定調達品目調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、

機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和８年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４９条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和６２年３月３０日建設省経機第５８号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成９年建設省告示第１５３６号、最終改正平成１３年国土交通省告示４８７号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第５０条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- １．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ２．さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ３．過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載等を助長することのないようにすること。
- ４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５１条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３６交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ①当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ②現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第５２条 通行許可等

- １．受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運

搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。
また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第53条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
「緑化・花壇」を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
「現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）」、「現場休憩所の快適化」を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
「工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）」を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
「工法説明図」を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

費 目	実 施 す る 内 容 の 例 （ 率 計 上 分 ）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、 7. パンフレット・工法説明ビデオ、8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献

第54条 工期変更

1. 工期は、雨天、休日等109日を見込み、契約締結日の翌日から令和9年3月12日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全て

の土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	40日間
② 後片付け期間	20日間
③雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	0.75
④検査に要する各種電子データの作成期間（後片付け期間後）	30日間
⑤全体工期	契約締結日の翌日から 令和9年3月12日まで

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：26日間

ロ）8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：6日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（前橋観測所）及環境省（前橋地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間後に、検査に要する各種電子データの作成期間を30日間見込んでいるが、これにより難しい場合は、受注者は発注者へ工期の延長又は短縮変更を協議することができる。

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別紙様式－16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

また、余裕期間及び準備工の期間内に、BIM/CIMモデルの作成期間を含むものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

第55条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んである日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第 5 6 条 工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第 5 7 条 週休 2 日制適用工事（完全週休 2 日（土日））

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休 2 日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休 2 日制適用工事（完全週休 2 日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休 2 日に取組むものとする。
2. 週休 2 日の考え方は下記のとおりである。
 - 1) 週休 2 日
 - ①完全週休 2 日（土日）
対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行つたと認められる状態をいう。
受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行つたとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
 - ②月単位の週休 2 日
対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行つたと認められる状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - 2) 対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第58条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求す

ることができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、前橋観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量が１０mm以上/日の日を想定している。

- ２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５９条 個人情報の取扱について

（基本的事項）

- １．受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

- ２．受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

- ３．受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

- ４．受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

- ５．受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

- ６．受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

（事案発生時における報告）

- ７．受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終

了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

8. ①受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示または承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄または消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

②前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

9. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（管理体制の整備）

10. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（従事者への周知）

11. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第60条 施工時期及び施工時間の変更

1. 施工時期等

1) 制限箇所及び関係機関

- ・制限箇所：一級河川鑓木川の河川区域内
- ・河川管理者：群馬県

2) 制限する施工内容

- ・放流施設工
- 吐口工およびふとんかご

なお、上記の施工にあたっては、監督職員と協議するものとする。

3) 制限する施工内容の施工時期

- ・開始日 令和8年12月1日
- ・完了日 令和9年3月12日

2. 施工時間

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施 工 区 分	作業時間
昼間作業	全ての工事	8：00～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第 6 1 条 他工事との調整

1. 下記工事の受注者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R 6 国道 5 0 号前橋笠懸道路 4 号函渠他工事	函渠工、道路土工 No. 68+0.0～No. 70+77	令和 7 年 1 月～令和 8 年 3 月
R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路 鐺木川橋（側道橋）上部工事	コンクリート橋上部工 （機能補償市道上り線、 側道橋上り線・下り線）	令和 8 年 4 月～令和 8 年 1 2 月
R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路 野町地区改良その 4 工事	道路土工、排水構造物工 No. 68+2.80～No. 70	令和 8 年 4 月～令和 9 年 1 月

第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ②公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 6 3 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内

容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。

活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。
なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 6 4 条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R 5. 3」を参考に実施するものとする。

「URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>」

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしない

こと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

第 65 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品

質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7. 3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ		
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地	
完成検査	○	○	○	○	○	○	○	
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○	
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○	
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○	

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第66条 契約後V E方式

V E提案の定義について

「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

V E提案の意義及び範囲について

1. 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

V E提案書の提出について

3. 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（別紙様式ー1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
6. V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

V E提案の審査について

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

V E提案の採否等について

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面（別紙様式ー5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

V E提案を採用した場合の設計変更等について

7. V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

8. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
9. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
10. V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

なお、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

V E 提案の活用と保護について

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

V E 提案の責任の所在について

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 67 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができる。

本取組を実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、

①

取組内容②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 62 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 68 条 CCUS 活用工事（受注者希望方式）（試行）

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUS に本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する「CCUS 活用工事（受注者希望方式）」の試行工事である。

2. 受注者は、CCUS 活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して自主的に CCUS 活用に取り組む旨を協議し、CCUS の活用に取り組むものとする。

受注者が CCUS の活用に取り組まない場合は、本条 3. ～ 10. は適用しないものとする。

3. 受注者は、CCUS に本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
4. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
- ・ 下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・ 技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
 - ・ CCUS 登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUS の利用者をいう。
 - ・ CCUS 登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUS の利用者をいう。
 - ・ 登録事業者率：CCUS 登録事業者の数／下請企業の数
 - ・ 登録技能者率：CCUS 登録技能者の数／技能者の数
 - ・ 就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
 - ・ 平均登録事業者率：5. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・ 平均登録技能者率：5. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・ 平均就業履歴蓄積率：5. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
5. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（以下「計測日」という。）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。また、初回の計測から3ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を1回設けることとする。なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。
- ただし、計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。
6. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUS によって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。
7. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。

8. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

9. CCUS 現場利用料等について

当初においては計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS 現場利用料等」として設計変更で費用計上するものとする。

なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

10. フォローアップの実施

CCUS モデル工事の実態把握のための調査を別途依頼した場合はこれに協力すること。

第69条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第70条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 7 1 条 猛暑期間における現場施工回避の協議

猛暑期間の現場施工を回避することにより工期延期が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができる。

第 7 2 条 猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の支援

受注者は、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督職員の臨場について協議することができる。

第 2 章 土 工

第 7 3 条 掘削工（ICT）、路体盛土工

楠木川西調整池の掘削土は路体盛土に流用するものとし、残土は本線部（L=0.3 km以下）に運搬するものとする。

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第 7 4 条 床掘り

構造物の床掘により発生した土砂は、埋戻しに利用し、残土は本線部（L=0.3 km以下）に運搬するものとする。

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第 3 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 7 5 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類	備考
構造物基礎 均しコンクリート	2 5 (2 0) mm	8 cm	—	1 8 N/mm ²	高炉セメント B 種	
現場打天端コンクリート 現場打基礎コンクリート 胴込・裏込コンクリート 吐口工 底張コンクリート	2 5 (2 0) mm	8 cm	6 0 % 以下	1 8 N/mm	高炉セメント B 種	

流入施設（分岐柵） 放流施設（放流塔、 オリフィス）	2 5 (2 0) mm	1 2 cm	5 5 % 以下	2 4 N/mm ²	高炉セメント B 種	
----------------------------------	----------------	--------	----------	-----------------------	------------	--

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）
（平成 1 4 年 8 月一部改正）により行うものとする。

第 7 6 条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ 1 m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（ ϕ 6 0 0 未満、6 0 0 mm $\times$ 6 0 0 mm 未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第 7 7 条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通セメントでセメント量は、5 3 0 kg/m³ 以上（又は 1 : 3）とする。

第 7 8 条 組立て

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第 7 9 条 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げることを。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第 2 編 材 料 編

第 1 章 土木工事材料

第 8 0 条 その他の砂利、碎石、砂

構造物の基礎には R C - 4 0 を使用するものとする。

第 8 1 条 セメントコンクリート製品

コンクリートブロックは、「護岸用コンクリートブロックの製作管理基準」（平成 8 年 6 月制定）によるものとする。

ブロック積擁壁に使用するコンクリート積ブロック（控 3 5 cm）は、J I S 又はこれに準じたものとし、1 m² 当り重量は 3 5 0 k g 以上とする。

第 8 2 条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の C O 2 排出量（コンクリートの材料の C O 2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が 5 5 % 以上のもの又はこれと同等以上の C O 2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品による C O 2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が 5 5 % 以上であること又は同等以上の C O 2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

施行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第 8 3 条 目地板

伸縮目地材は以下のとおりとする。

- ・現場打天端コンクリート…瀝青質目地板（t = 1 0）
- ・底張コンクリート…瀝青質目地板（t = 2 0）

第 3 編 土 木 工 事 共 通 編

第 1 章 総 則

第 8 4 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタントに委託している。

第 8 5 条 座標値

本工事の契約図書に記載されている座標は以下のとおり

工種	測地系	平成 2 3 年（2 0 1 1 年）東北地方太平洋沖地震に伴う座標補正の必要の有無
全ての工種	世界測地系 2000	無

座標補正を行う必要がある場合は、補正の実施内容について監督職員と協議するものとする。

第 8 6 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタントに委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 8 7 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号 最終改正令和 6 年 1 2 月 1 3 日）第 1 5 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 8 8 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－ 1 2 によるものとする。

第 89 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和 5 年 3 月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第 90 条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は 1 回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第 91 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を行うものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来形管理図表
② 施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿（協議）	⑧ 品質規格証明書
④ 工事打合せ簿（提出）	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿（承諾）	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第92条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第4編 その他

第93条 道路台帳

道路台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、提出するものとする。

第94条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第95条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第96条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付 属 物 お よ び 付 属 施 設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I . T . V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐市場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐市場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	C A B 電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

- 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
- 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
- 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、C O R I N S 登録時の「工事契約コード番号」とする。
- 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - 道路施設台帳作成総括表
 - 道路施設基本データ総括表
 - 道路施設基本データ一覧表
 - 道路施設台帳チェックシート
 - 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - 工事数量総括表

第 97 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 98 条 様 式

本特記仕様書中の各様式等については、高崎河川国道事務所ホームページ（<http://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/>）の[入札・契約情報]－[技術情報]－[特記仕様書様式等]よりダウンロードすること。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第 6 0 条
	☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。	第 6 0 条
	☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。	第 6 0 条
	☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第 5 4 条
	☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 5 4 条
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。	第 4 1 条
建設副産物関係	☐ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。	第 2 7 条
	なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 2 7 条

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。

連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

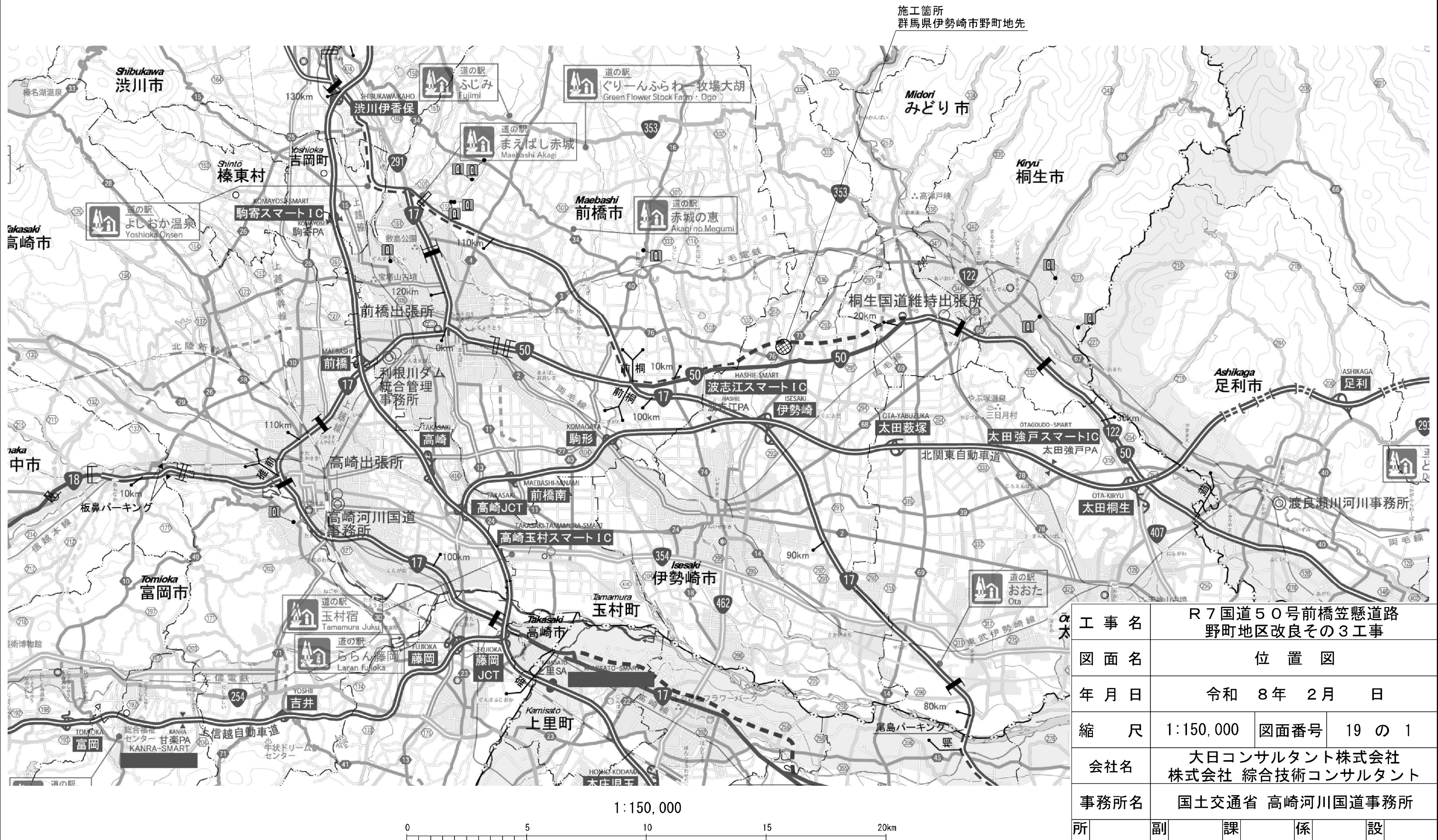
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

概略工事工程表																		
工事名：R7国道50号前橋笠懸道路野町地区改良その3工事																		
工 種	単位	数量	令和8年												令和9年			備 考 (バーディ(pv)数等)
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
準備工																		・40日間
調整池工	式	1																
掘削工（ICT）	m3	2,800																(1pv)
路体盛土工	m3	1,500																(1pv)
コンクリートブロック積	m3	450																(1pv)
流入施設工	式	1																(1pv)
放流施設工	式	1																(1pv)
砕石舗装	m2	750																(1pv)
底張コンクリート	m2	2,600																(1pv)
防止柵工	m	250																(1pv)
仮設工	式	1																(1pv)
後片付け																		・20日間
検査に関する各種電子データの作成期																		
関連工事	R6国道50号前橋笠懸道路4号国策他工事																	
	R7国道50号前橋笠懸道路野町地区改良その4工事																	
	年末年始・GW・お盆																	・12月下旬～1月上旬 ・4月下旬～6月上旬 ・8月中旬
	関係機関協議																	
	河川出水期																	6月～10月
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率（猛暑日補正あり）を適用																

工期：工事の始期から令和9年3月12日まで

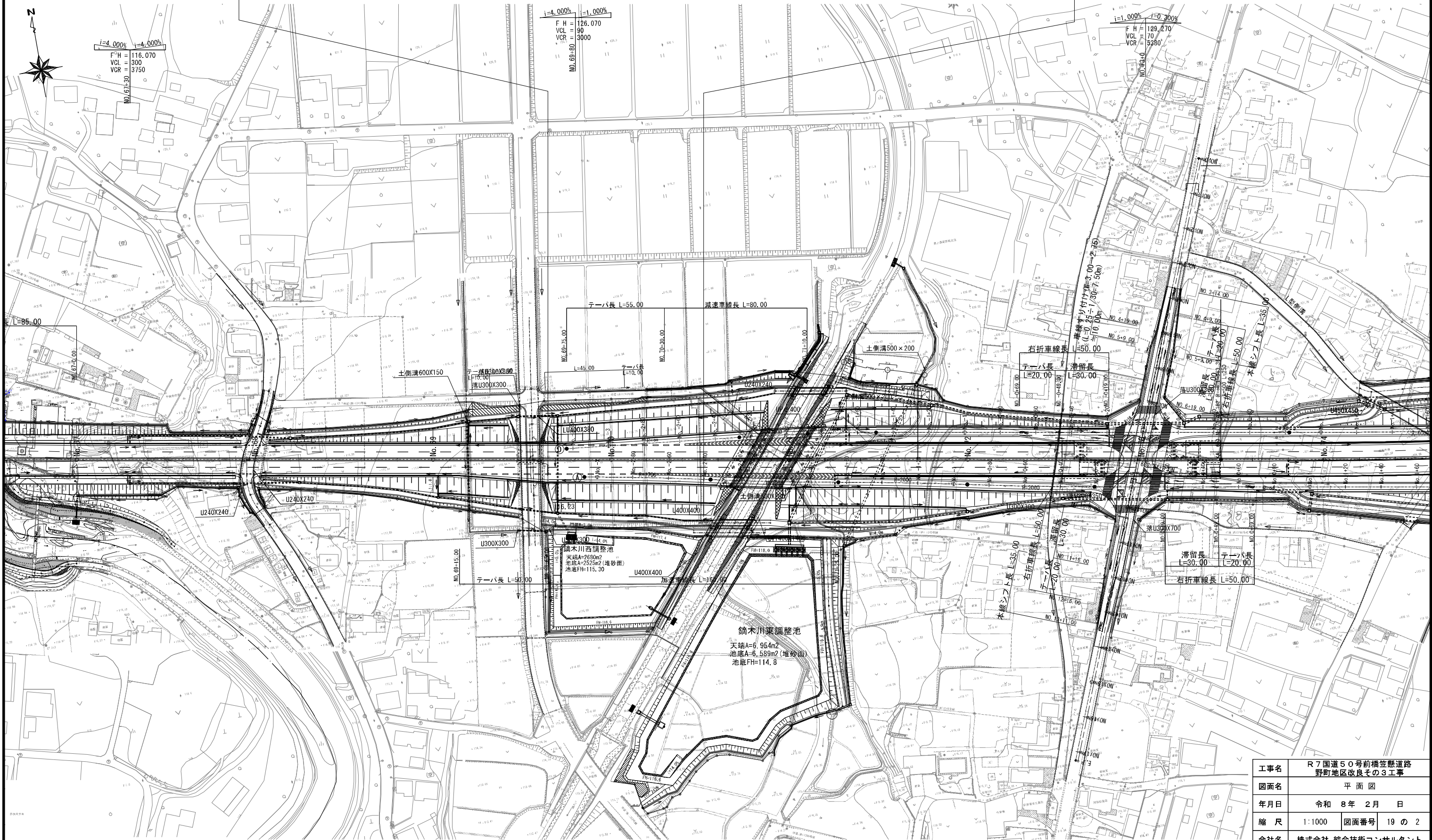
位置図 S=1:150,000



工 事 名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事				
図 面 名	位 置 図				
年 月 日	令和 8 年 2 月 日				
縮 尺	1:150,000	図面番号	19 の 1		
会社名	大日コンサルタント株式会社 株式会社 総合技術コンサルタント				
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所				
所 長	副 所 長	課 長	係 長	設 計	

平面図 S=1:1000

調整池工 掘削工(1CT) 掘削(1CT) V=2,800m³ 土砂等運搬(1) V=1,180m³ 路体盛土工 路体(築堤)盛土 V=1,500m³ 流入施設工 床掘り(1) 1式 埋戻し(1) 1式 土砂等運搬(2) 1式 油水分離槽 N=2基 分岐槽 N=1基
ヒュム管(B形管)(接続管渠) L=6m 放流施設工 床掘り(2) 1式 埋戻し(2) 1式 土砂等運搬(3) 1式 放流塔 N=1基 吐口工 N=1基 プレキャストボックス(放流函渠) L=11m ふとんかご N=4枚 舗装工 砕石舗装 A=747m²
底張コンクリート A=2,560m² コンクリートブロック工(コンクリートブロック積) 床掘り(3) 1式 埋戻し(3) 1式 基礎修正 1式 土砂等運搬(4) 1式 現場打基礎コンクリート L=213m コンクリート(間知)ブロック積 A=450m² 胴込・裏込材(砕石) V=227m³
現場打天端コンクリート L=221m 防止柵工 床掘り(4) 1式 埋戻し(4) 1式 積込(ル・ズ) (1) 1式 土砂等運搬(5) 1式 基礎ブロック、鋼管基礎 N=122基 金網・支柱(立入防止柵) L=244m 門扉 N=1基 仮設工 土留・仮締切工
土のう(1) N=54袋 土のう(2) N=54袋 交通管理工 1式

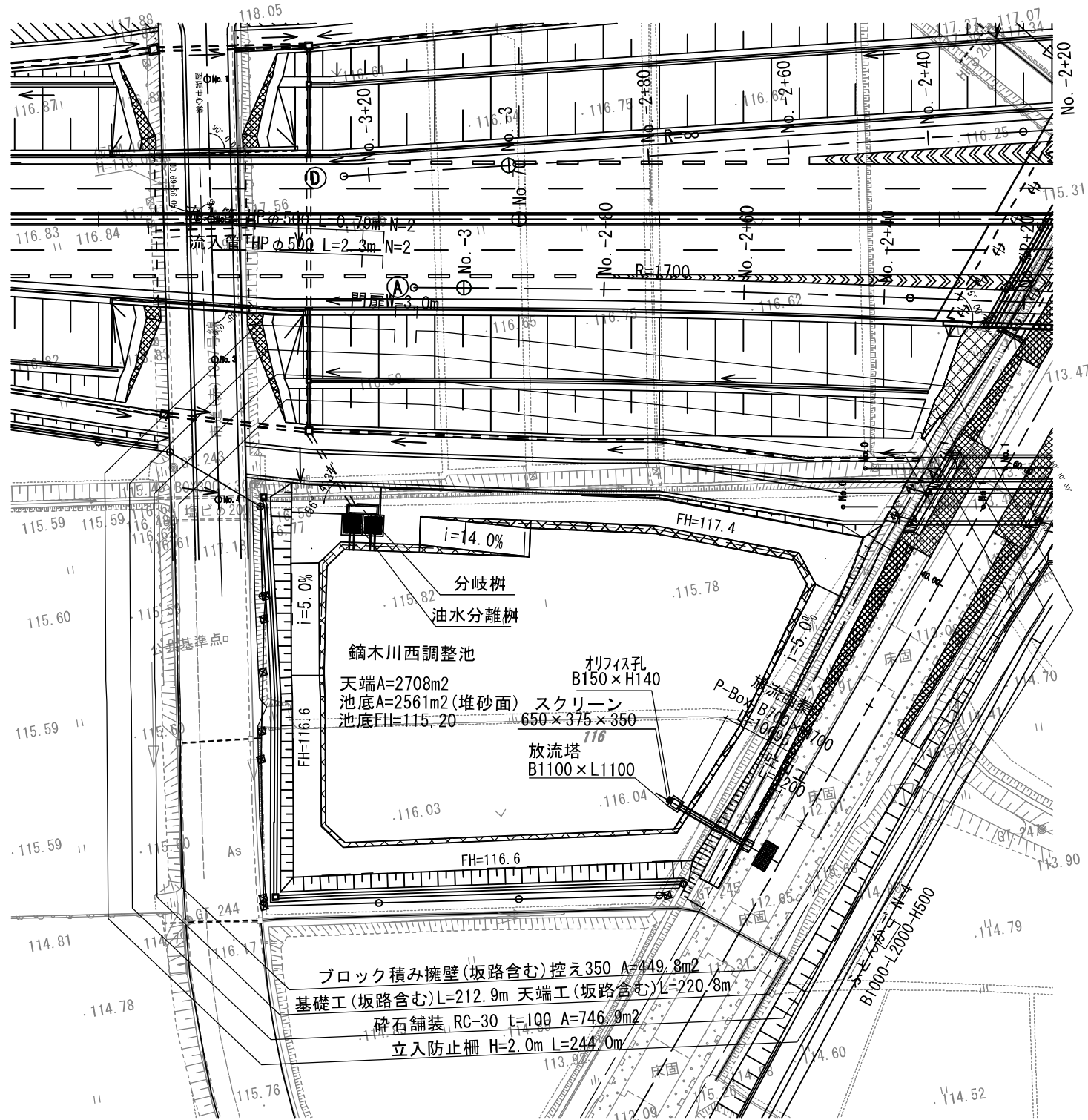


本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	平面図		
年月日	令和 8年 2月	日	
縮尺	1:1000	図面番号	19の2
会社名	株式会社 総合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

鍬木川西調整池一般図(1)

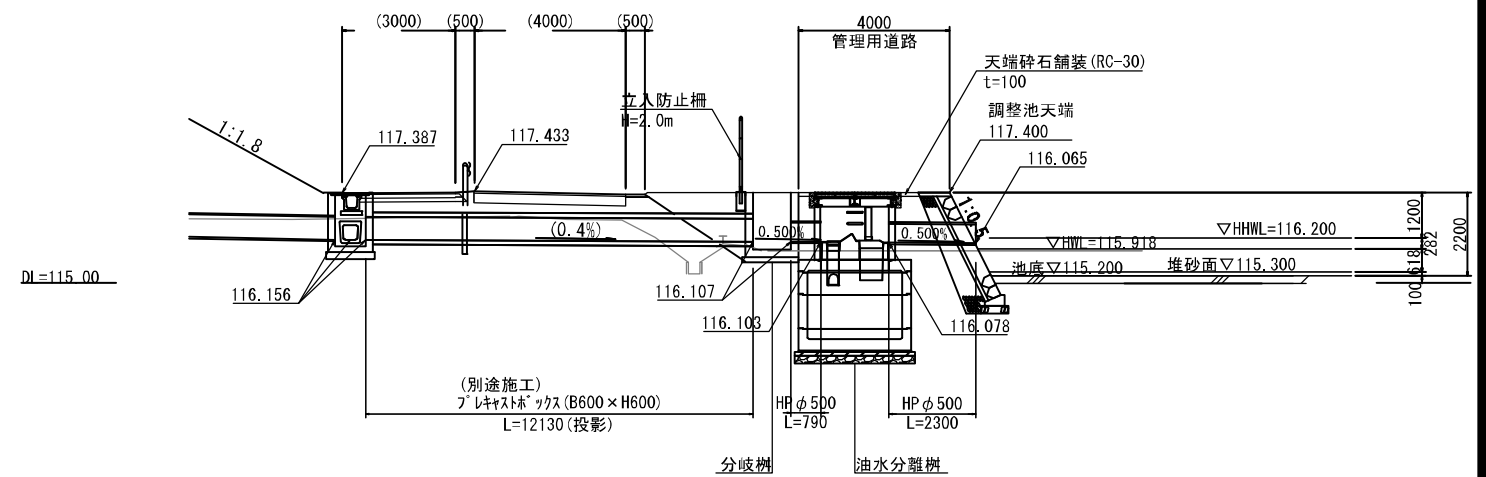
平面图 S=1:400



調整池諸元

	項目		単位	諸元	備考
				開発後	
設計条件	集水面積		ha	2. 205	
	下流許容放流量		m3/s	0. 047	
	降雨強度式		—	$\gamma 5=4225.68/(\tau^0.939+24.959)$	5年確率流量
	計算方式			24時間（後方集中型）厳密法	
調節容量	調節容量		m3	1604	
	堆砂量		m3	33	1.5m3/ha/年×10年×A
放流施設	オリフィス	タイプ	—	自然放流	
		形状寸法	m	□ 0.15m × 0.14m	
	余水吐け	規模	—	100年確率流量×1.2	
		流量	m3/s	1.188	
		形状寸法	m	(W) 1.10m × 1.10m	(L) 4.40m
		越流水深	m	0.282	
	放流径		m	□0.70×0.70	
	調節池諸元	天端高		m	▽116.600(流入部117.400)
越流水位		m	▽116.200		
H. H. W. L					
計画高水位		m	▽115.918		
H. W. L					
堆砂面高		m	▽115.300		
池底高		m	▽115.200		
湛水面積		m2	下面積 2561 / 上面積 2708		

調整池流入水路 フレキャストボックス(600×600) S=1:100

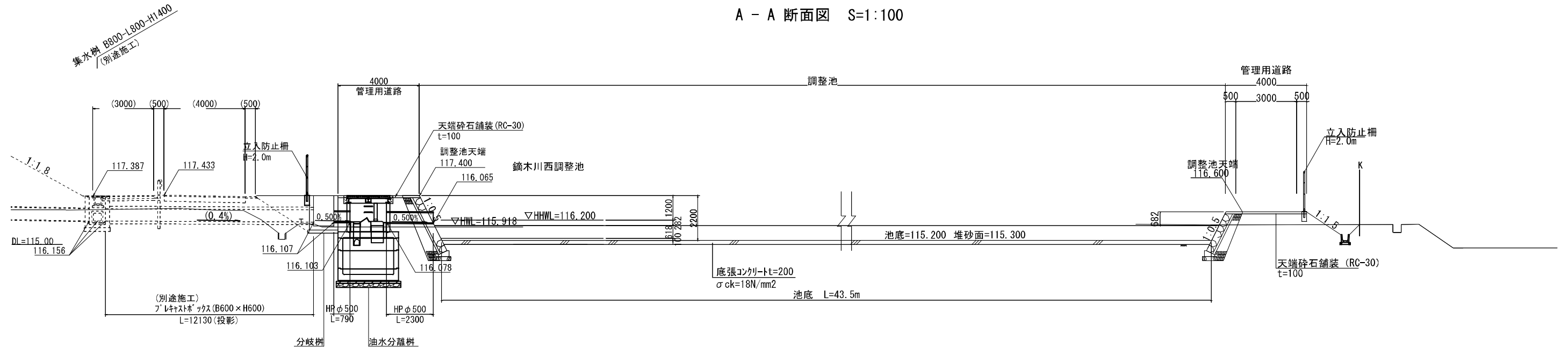


工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	鉢木川西調整池一般図(1)		
年月日	令和	8年	2月 日
縮 尺	図示	図面番号	19 の 3
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

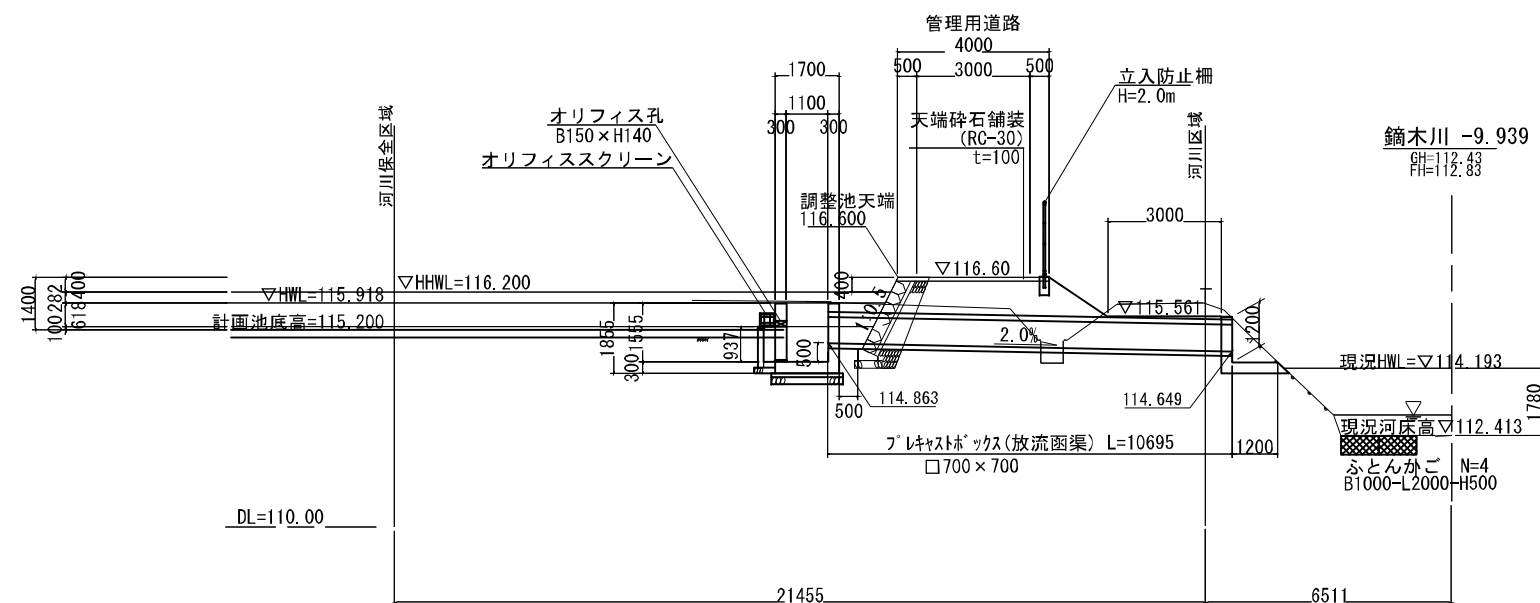
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

鍬木川西調整池一般図(2)

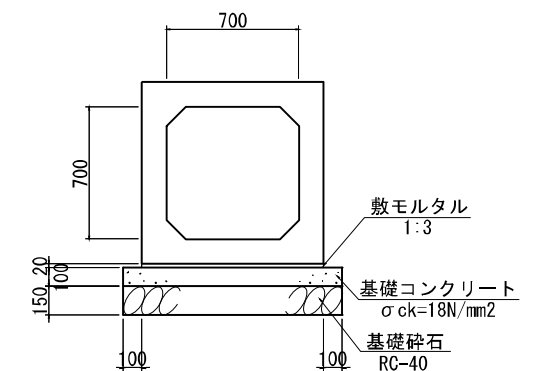
A - A 断面図 S=1:100



放流施設工側面図 S=1:100



フレキャストボックス(放流函渠) S=1:20
□700×700



※現況HWLとは、現況高水流量(Q=50m³/s)見合いの水位である。

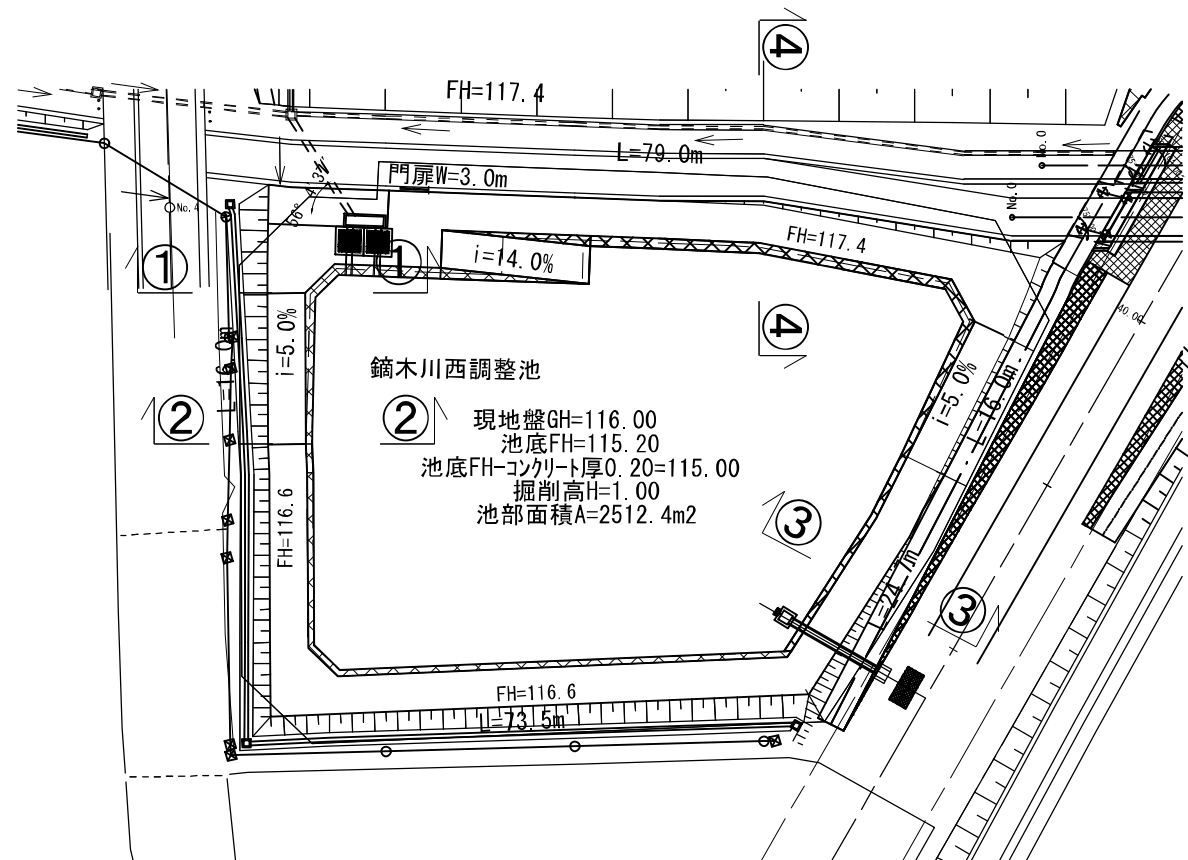
※放流管吐口直下の河床に洗掘防止用としてふとん籠を設置する計画としているが、現況河床に「床固め」が設置されている場合は、設置の必要性について河川管理者と協議を行うこと。

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋空懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	鑄木川西調整池一般図(2)		
年月日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	19 の 4
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

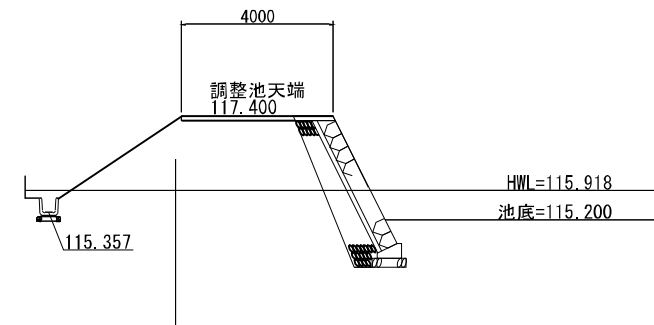
鎚木川西調整池一般図(3)

平面図 S=1:400

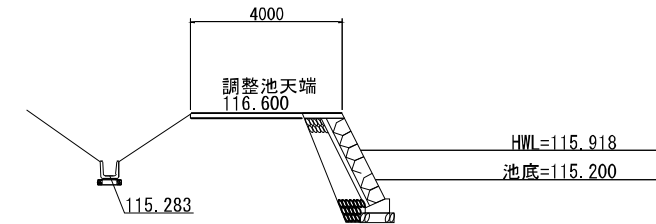


横断図 S=1:100

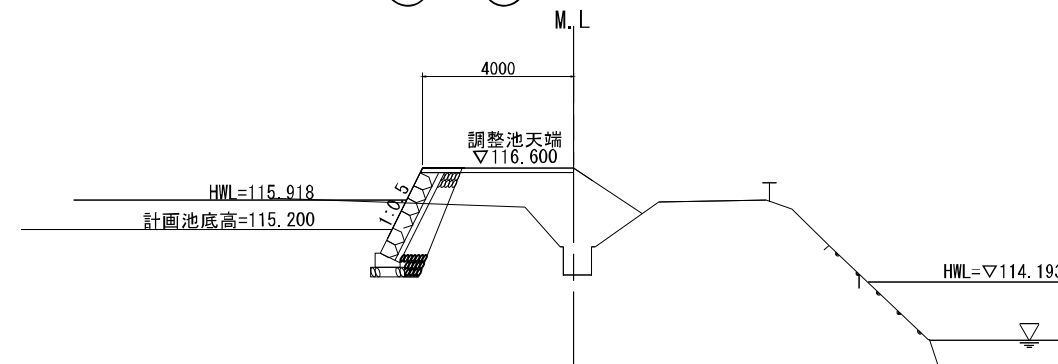
①—①



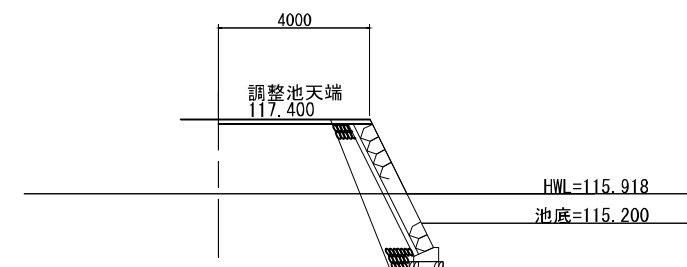
②—②



③—③



④—④



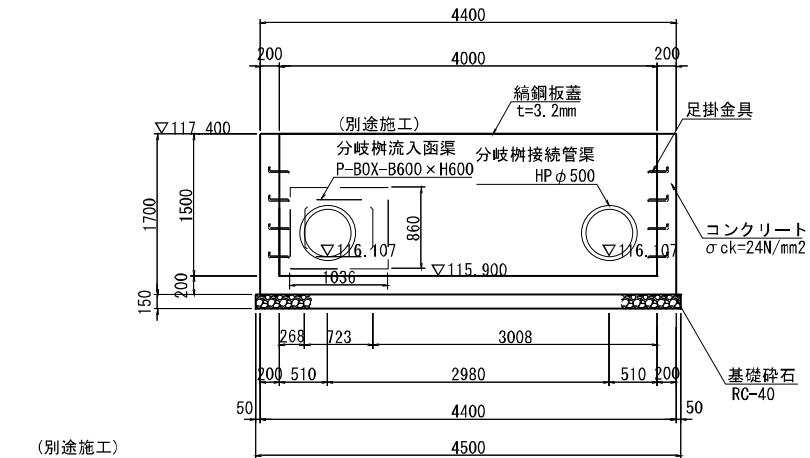
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	鎚木川西調整池一般図(3)		
年月日	令和 8年 2月	日	
縮尺	図示	図面番号	19 の 5
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

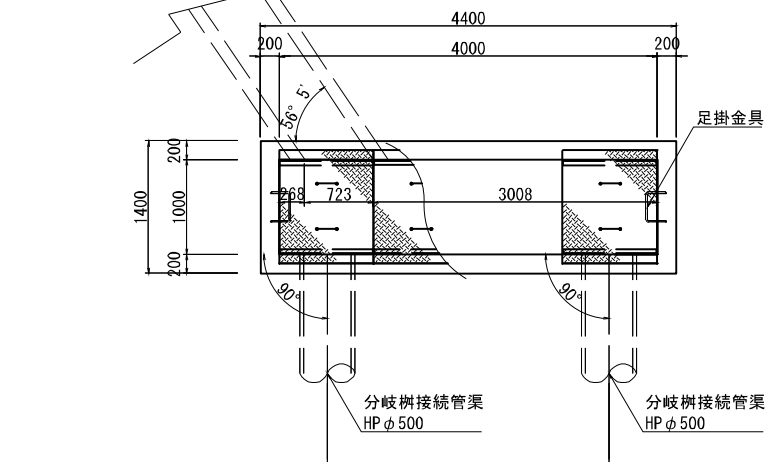
分岐柵構造図

分岐柵 S=1:40
B1000×L4000×H1500

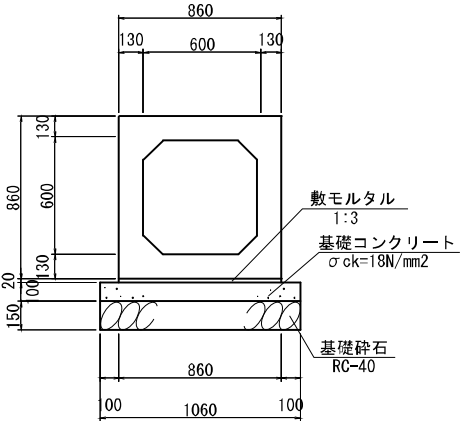
側面図



平面図

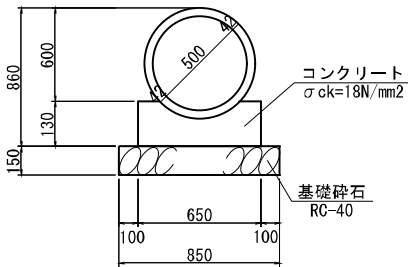


(別途施工)
接続函渠 S=1:20
P-B0X-B600×H600



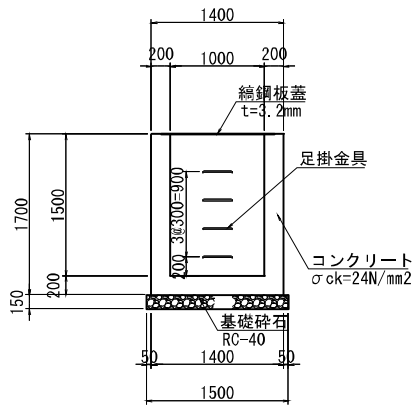
P-B0X-B600×H600 材料表		10m当り			
細 別	規 格	単位	数 量	摘 要	
ボックスカルバート	T-25 600×600	本	5	L=2.000m/本	
敷モルタル	1:3	m3	0.2		
基礎コンクリート	σ ck=18N/mm2	m3	1.1		
型枠	基礎コンクリート型枠	式	1		
基礎砕石	RC-40 t=150	m2	10.6		

ヒューム管 (B形管) (接続管渠) S=1:20
HP φ 500



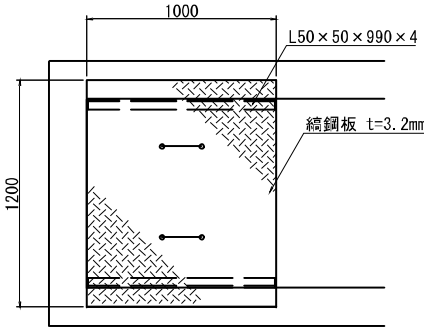
ヒューム管 (B形管) (接続管渠) 材料表		10m当り			
細 別	規 格	単位	数 量	摘 要	
ヒューム管 (B形管) (接続管渠)	φ 500 外圧管1種	本	4.1	L=2.430m/本	
コンクリート	σ ck=18N/mm2	m3	1.3		
型枠	基礎コンクリート型枠	式	1		
基礎砕石	RC-40 t=150	m2	8.5		

断面図

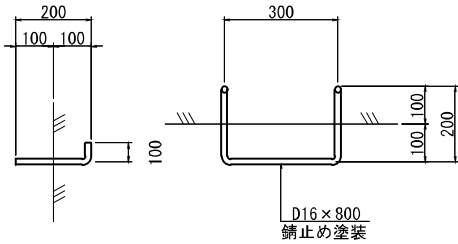


蓋部詳細図

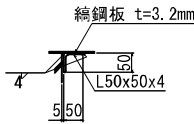
鋼鋼板蓋 S=1:20



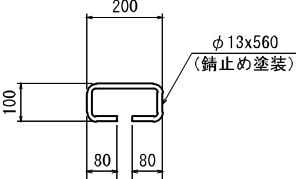
足掛金具詳細図 S=1:10



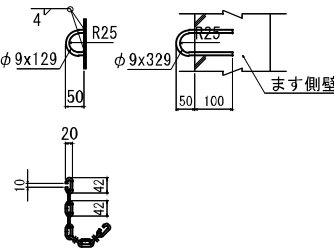
コーナー補強アングル詳細 S=1:10



つり金具詳細 S=1:10



くさり詳細 S=1:10

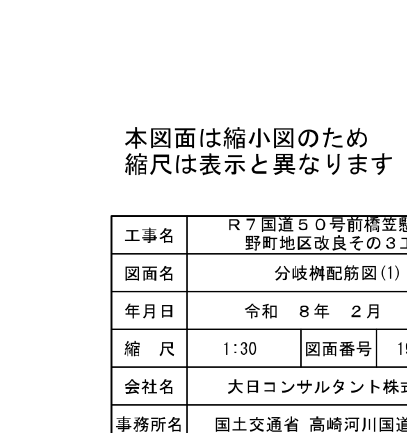
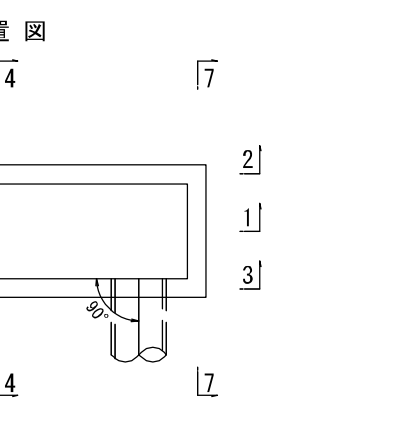
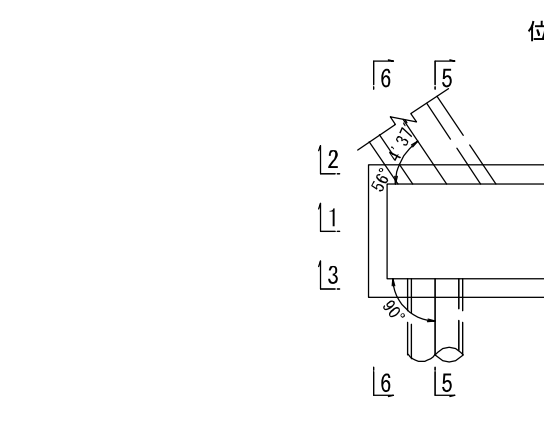
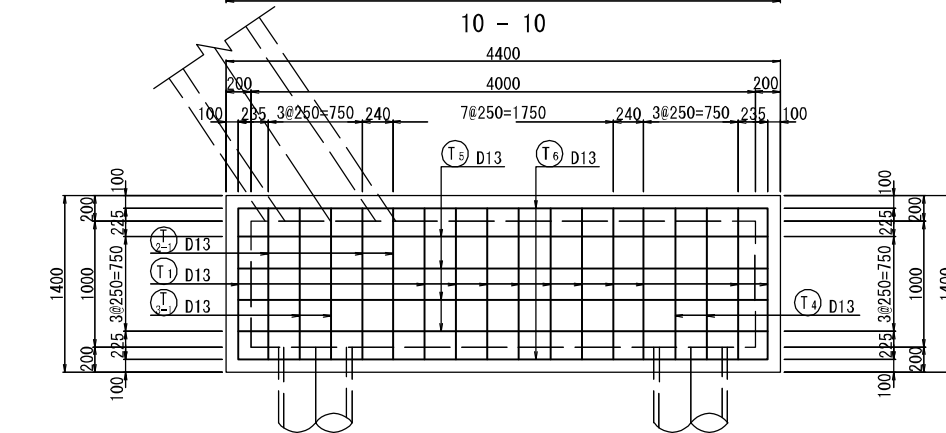
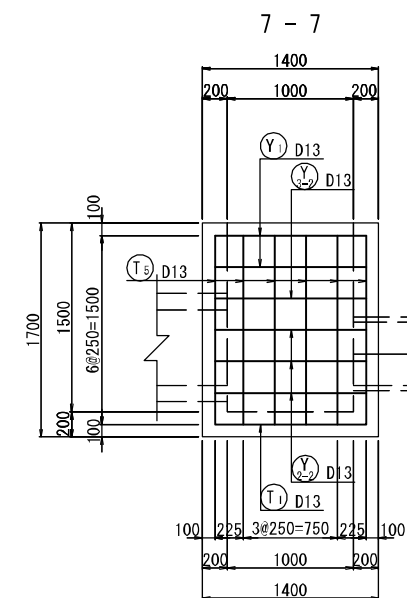
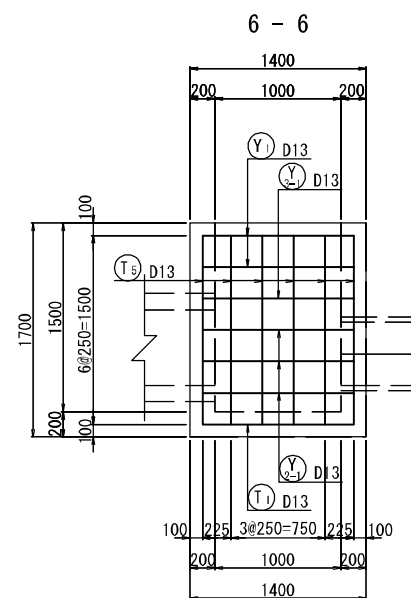
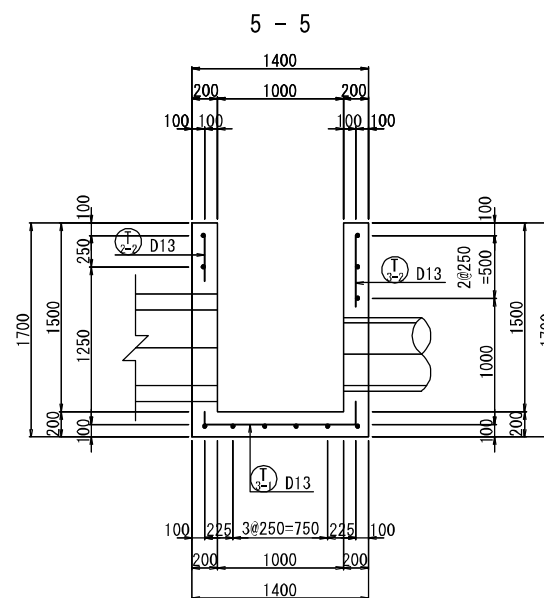
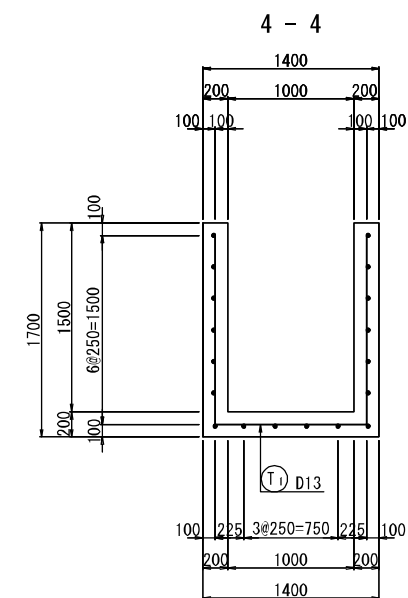
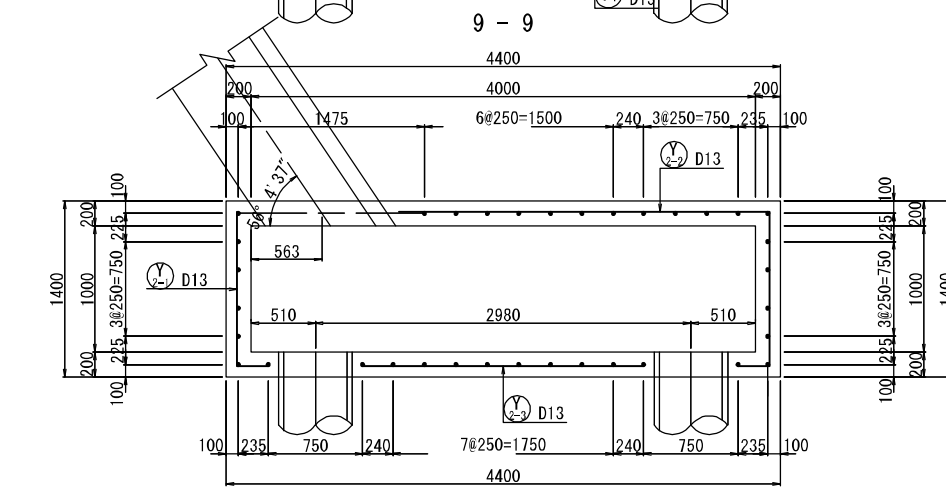
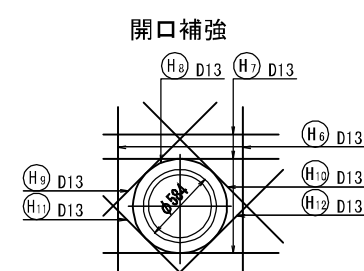
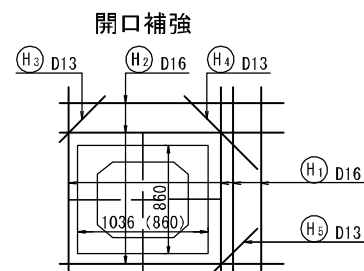
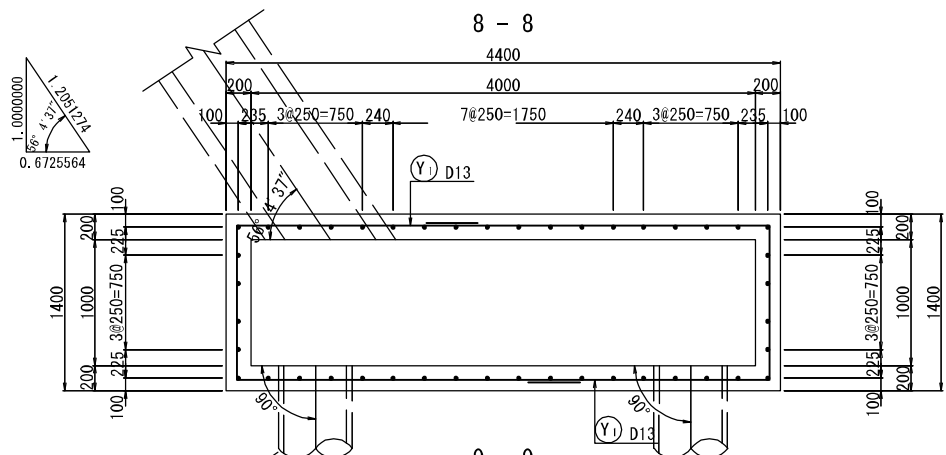
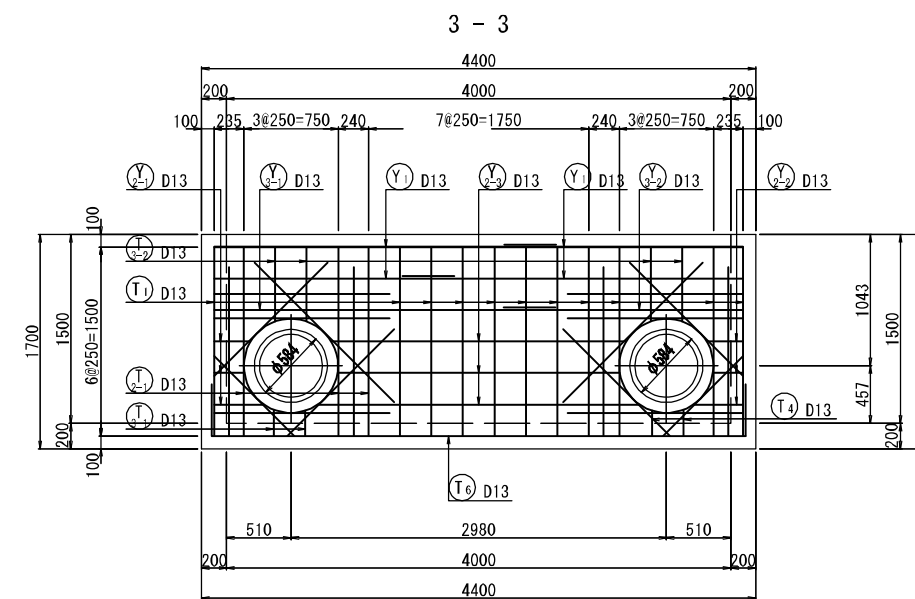
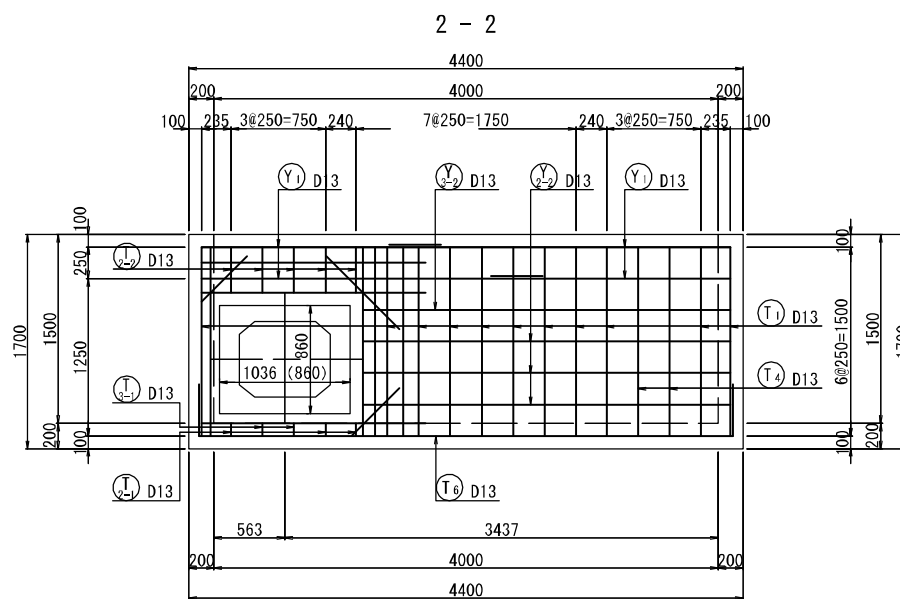
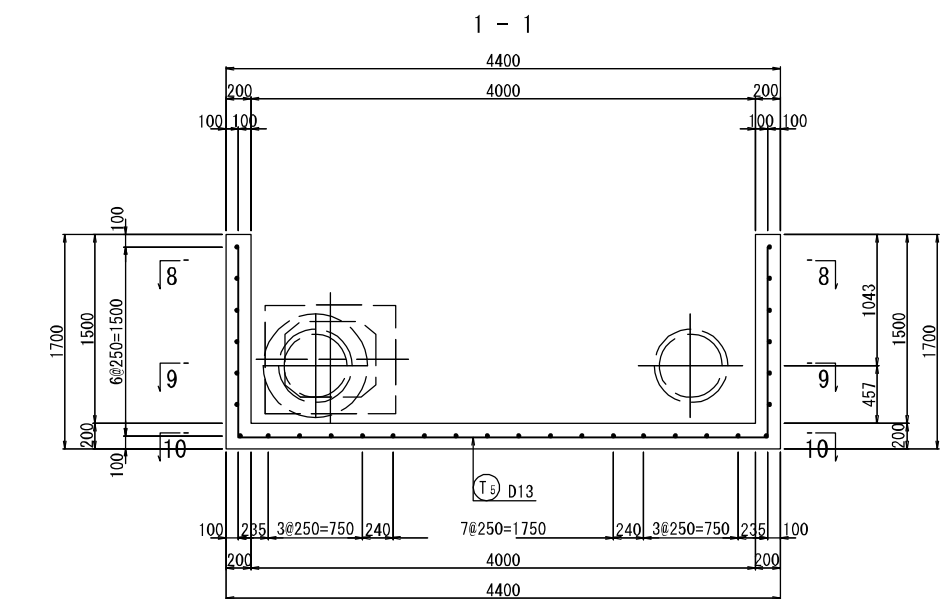


分岐柵 (B1000-L4000-H1500) 材料表		1基当り			
名 称	規格・材料	単位	数 量	摘 要	
コンクリート	σ ck=24N/mm2	m3	4.2		
型 枠	コンクリート型枠	式	1		
鋼鋼板蓋		組	4	溝幅1000用、L=1.0m	
足掛金具	D16 錆止め	個	8	1.3kg/個	
鉄 筋	D13	kg	197	SD345	
	D16	kg	17	SD345	
基礎砕石	RC-40 t=150	m2	6.8		

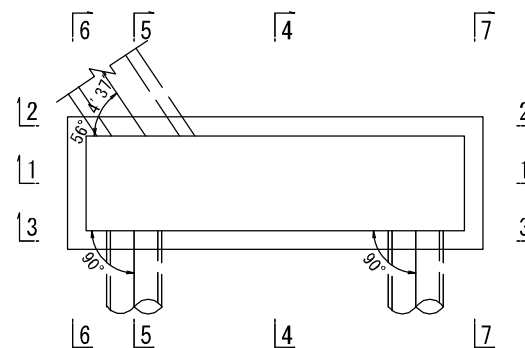
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	分岐柵構造図		
年月日	令和 8 年 2 月	日	
縮 尺	図示	図面番号	19 の 6
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

分岐桁配筋図(1) S=1:30



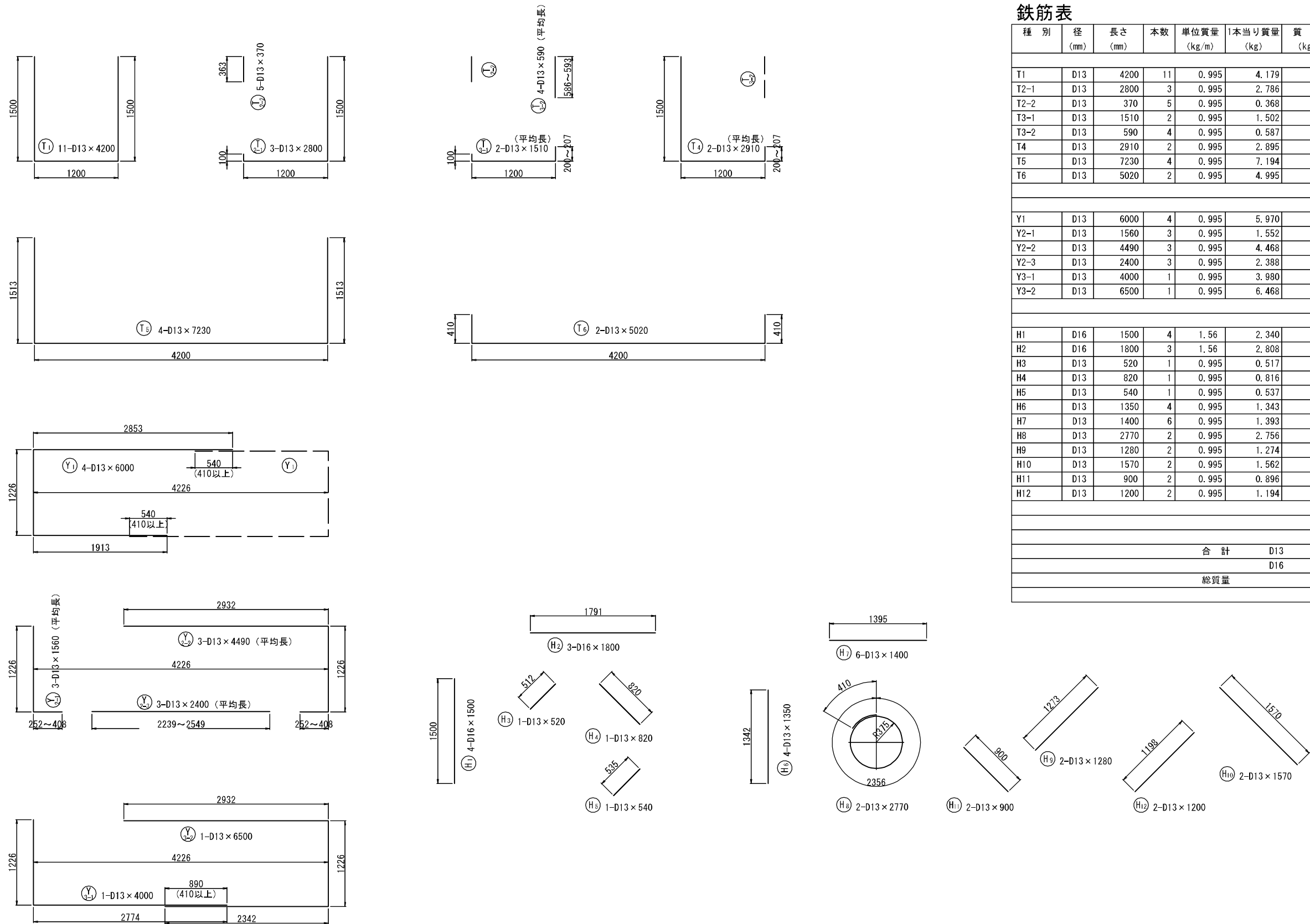
位置図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋交懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	分岐樹配筋図(1)		
年月日	令和 8年 2月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	19 の 7
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

分岐柵配筋図(2) S=1:30



鉄筋表

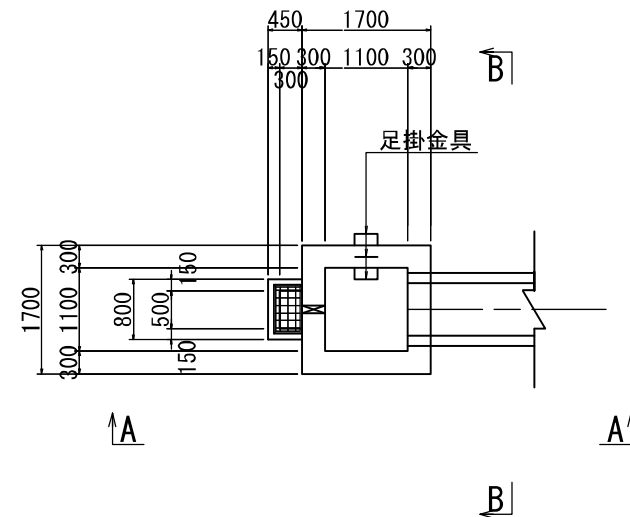
種 別	径 (mm)	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質 量 (kg)	摘 要
T1	D13	4200	11	0.995	4.179	46	┘
T2-1	D13	2800	3	0.995	2.786	8	┘
T2-2	D13	370	5	0.995	0.368	2	┘
T3-1	D13	1510	2	0.995	1.502	3	┘ (平均長)
T3-2	D13	590	4	0.995	0.587	2	┘ (平均長)
T4	D13	2910	2	0.995	2.895	6	┘ (平均長)
T5	D13	7230	4	0.995	7.194	29	┘
T6	D13	5020	2	0.995	4.995	10	┘
						106 kg	
Y1	D13	6000	4	0.995	5.970	24	┘
Y2-1	D13	1560	3	0.995	1.552	5	┘ (平均長)
Y2-2	D13	4490	3	0.995	4.468	13	┘ (平均長)
Y2-3	D13	2400	3	0.995	2.388	7	┘ (平均長)
Y3-1	D13	4000	1	0.995	3.980	4	┘
Y3-2	D13	6500	1	0.995	6.468	6	┘
						59 kg	
H1	D16	1500	4	1.56	2.340	9	┘
H2	D16	1800	3	1.56	2.808	8	┘
H3	D13	520	1	0.995	0.517	1	┘
H4	D13	820	1	0.995	0.816	1	┘
H5	D13	540	1	0.995	0.537	1	┘
H6	D13	1350	4	0.995	1.343	5	┘
H7	D13	1400	6	0.995	1.393	8	┘
H8	D13	2770	2	0.995	2.756	6	○
H9	D13	1280	2	0.995	1.274	3	┘
H10	D13	1570	2	0.995	1.562	3	┘
H11	D13	900	2	0.995	0.896	2	┘
H12	D13	1200	2	0.995	1.194	2	┘
						49 kg	
						合 計	D13 197 kg
							D16 17 kg
						総質量	214 kg

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

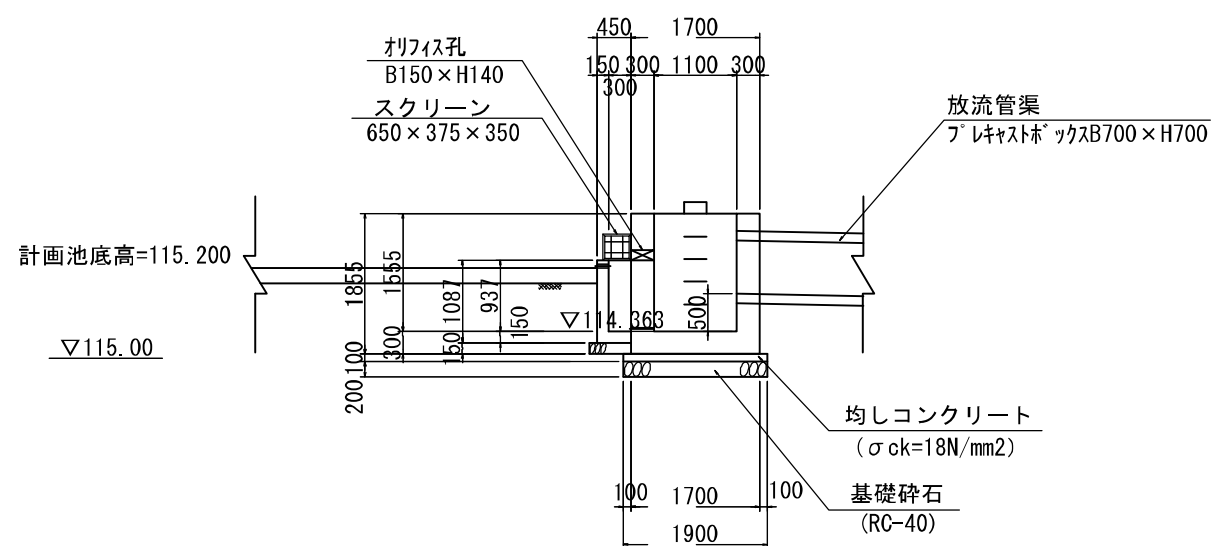
工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	分岐柵配筋図(2)		
年月日	令和 8 年 2 月	日	
縮 尺	1:30	図面番号	19 の 8
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

放流塔構造図(1) S=1:100

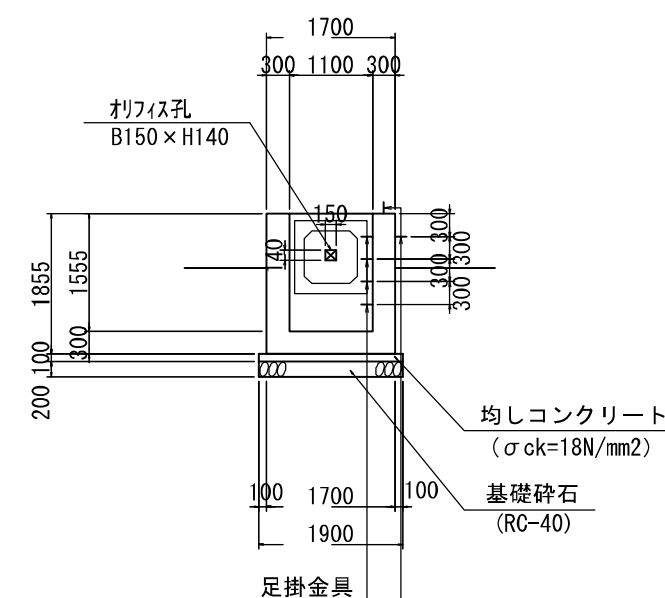
平面图



A-A 断面図



B-B 断面図



数量表（放流施設工）

1式当り

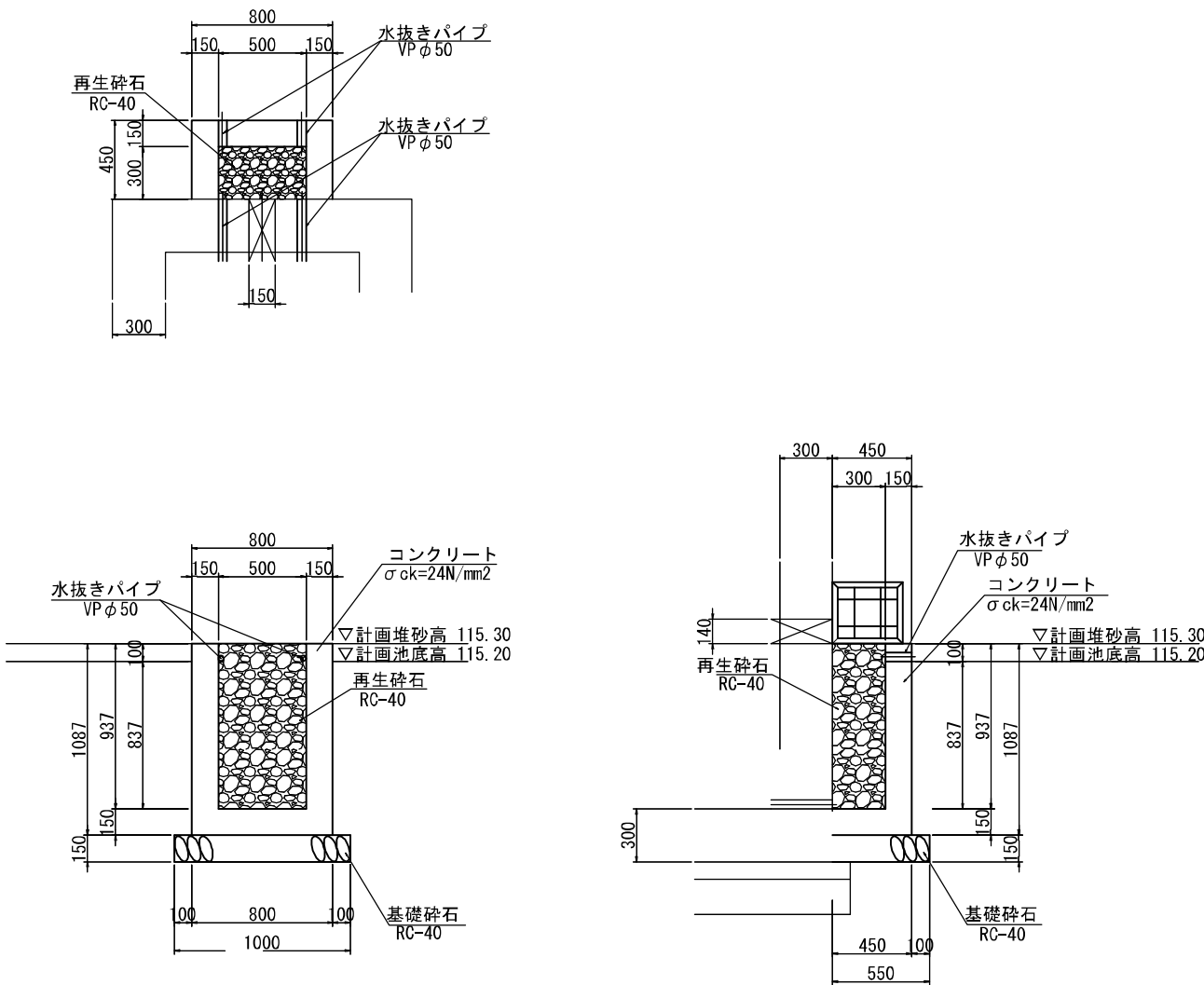
工 種	種 別	細 別 ・ 規 格	単 位	数 量	摘 要
放流施設	コンクリート	$\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2$	m^3	3.2	
	型枠	鉄筋構造物	式	1	
	基礎碎石	RC-40 t=200	m^2	3.6	
	均しコンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$	m^3	0.4	
	均しコン型枠	無筋構造物	式	1	
	足掛金具	B=300	個	6	
	鉄筋	SD345 D13	kg	123	
		SD345 D19	kg	6	
		SD345 D22	kg	10	
オリフィス	コンクリート	$\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2$	m^3	0.3	
	型枠	鉄筋構造物	式	1	
	再生碎石	RC-40	m^3	0.1	
	基礎碎石	RC-40 t=150	m^2	0.6	
	水抜きパイプ	$\phi 50$	m	1.0	
オリフィススクリーン	等辺山形鋼	L-30×30×3	kg	6.6	SUS304
	丸鋼	$\phi 10$	kg	6.6	SUS304
	アンカーボルト	MP-10×70	個	18	SUS304

工事名	R7 国道 50 号前橋吉懸道路 野野地区改良その3工事		
図面名	放流塔構造図(1)		
年月日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	19 の 9
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

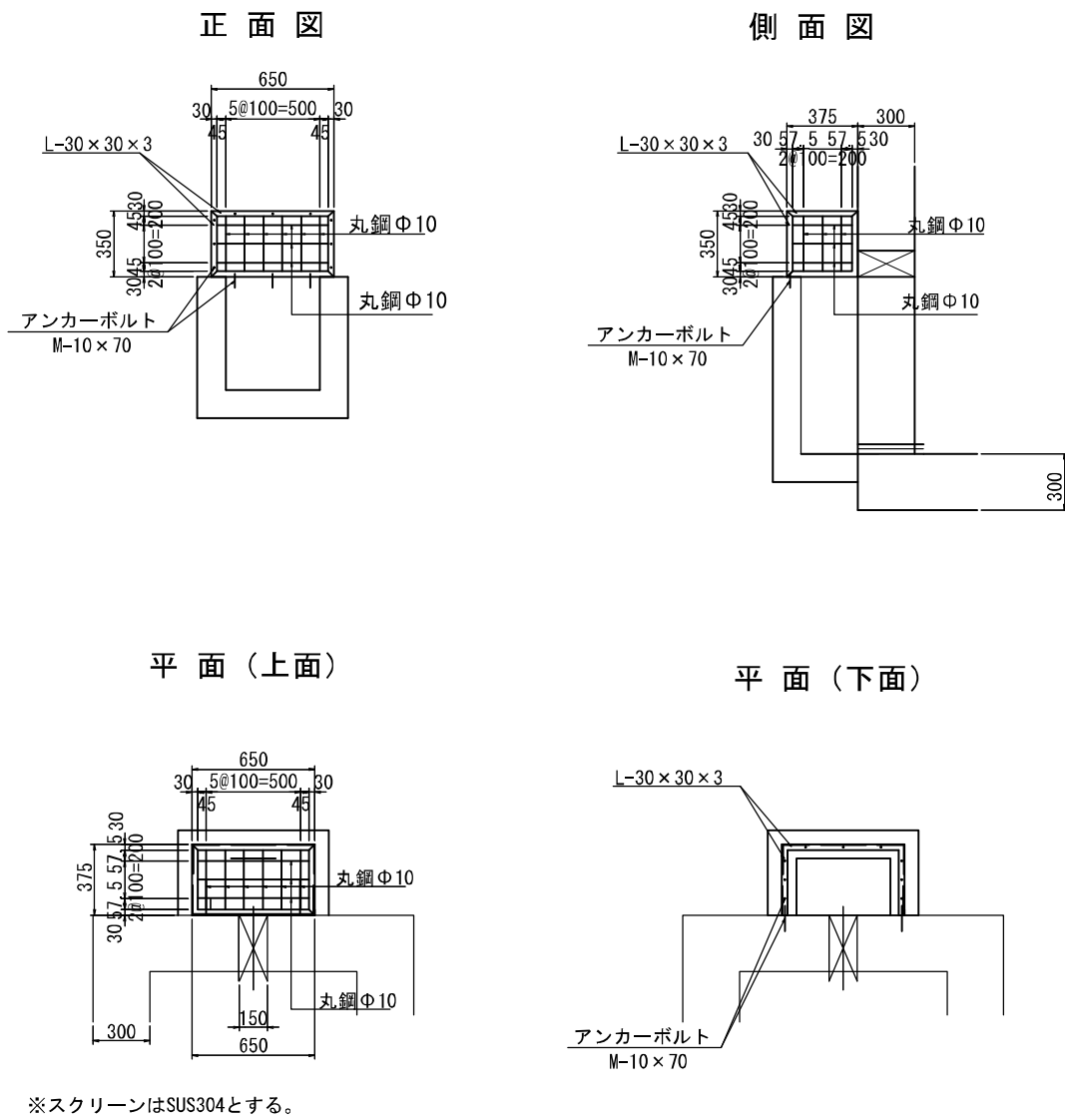
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

放流塔構造図(2) S=1:20

放流施設詳細図



オリフィス構造図

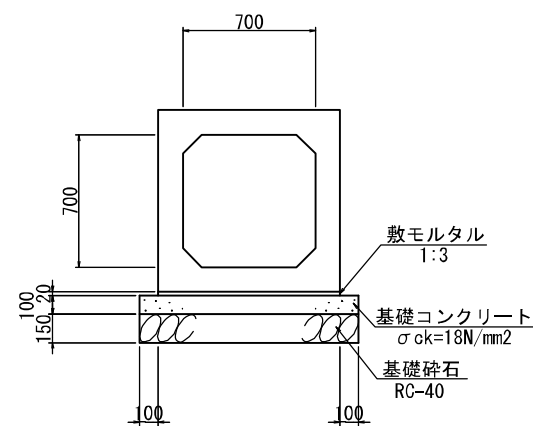


本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	放流塔構造図(2)		
年月日	令和 8 年 2 月	日	
縮 尺	1:20	図面番号	19 の 10
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

放流塔構造図(3)

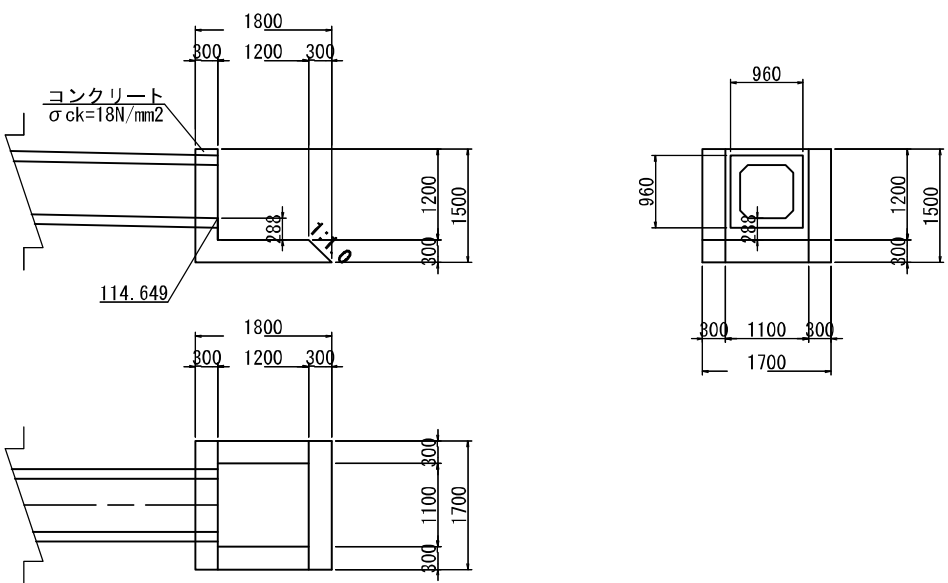
プレキャストボックス(放流函渠) S=1:20
□700×700



プレキャストボックス(放流函渠) 材料表 10m当り

細 別	規 格	単 位	数 量	摘 要
プレキャストボックス(放流函渠)	T-25 700×700	本	5	L=2,000m/本
敷モルタル	1:3	m3	0.2	
基礎コンクリート	σck=18N/mm2	m3	1.2	
型枠	基礎コンクリート型枠	式	1	
基礎砕石	RC-40 t=150	m2	11.6	

吐口工 S=1:50



吐口工 材料表 1基当り

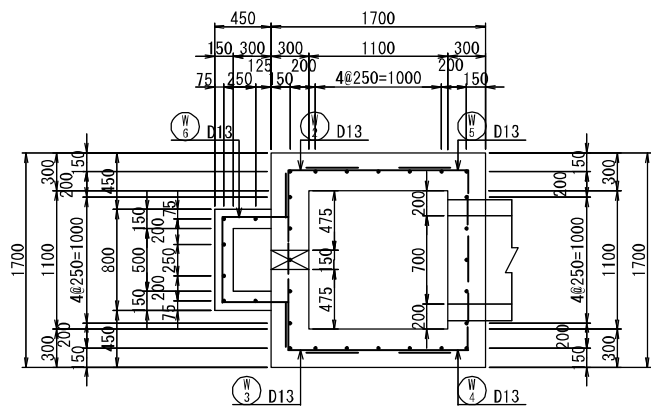
細 別	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート	σck=18N/mm2	m3	1.6	
型枠		式	1	

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

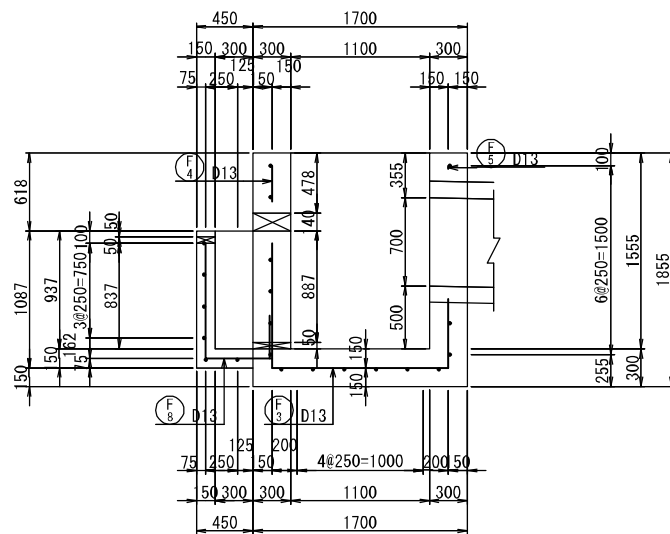
工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	放流塔構造図(3)		
年月日	令和 8 年	2 月	日
縮 尺	図示	図面番号	19 の 11
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

放流塔配筋図(1) S=1:30

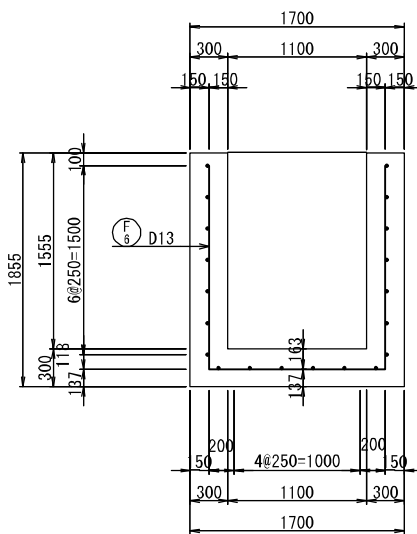
1-1 断面图



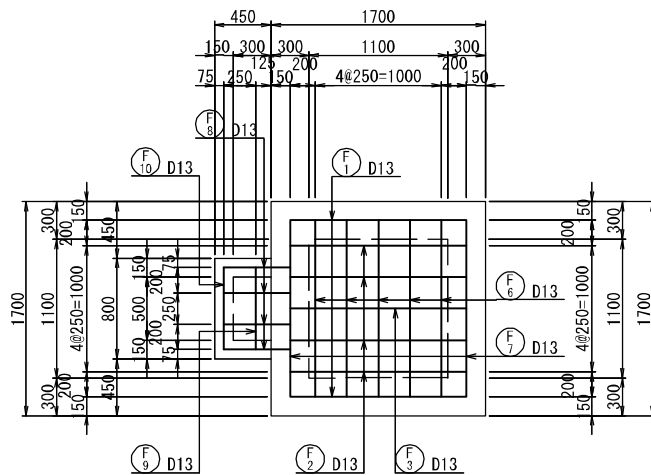
2-2 断面図



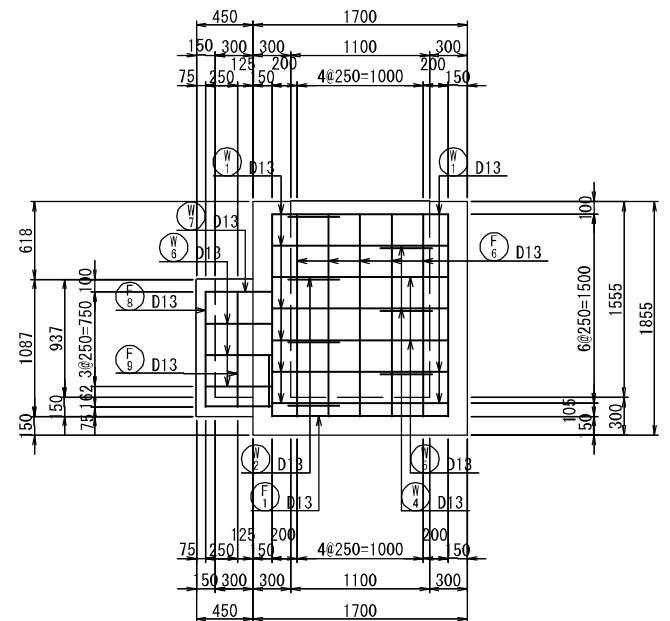
3-3 断面図



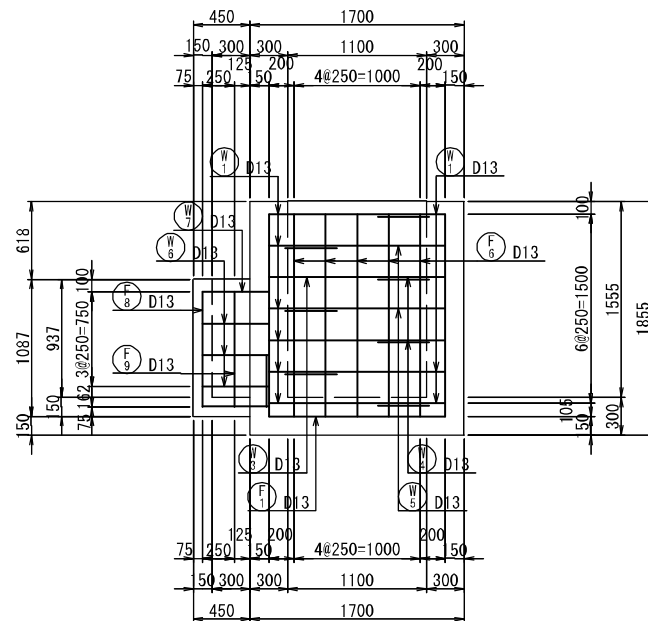
4-4 断面図



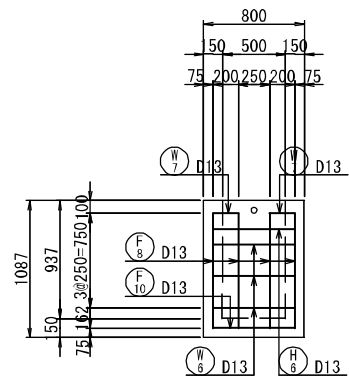
5-5 断面図



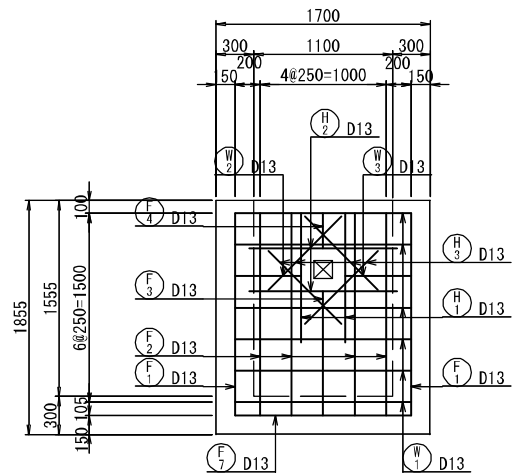
6-6 断面図



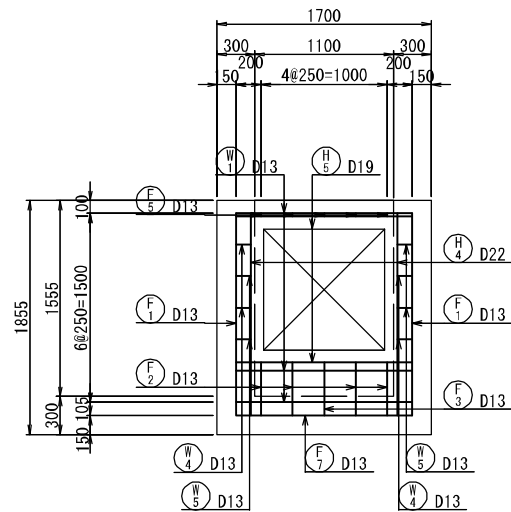
9-9 断面図



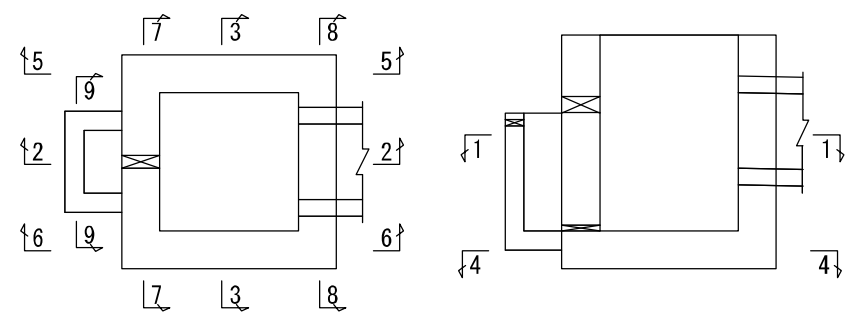
7-7 断面図



8-8 断面図



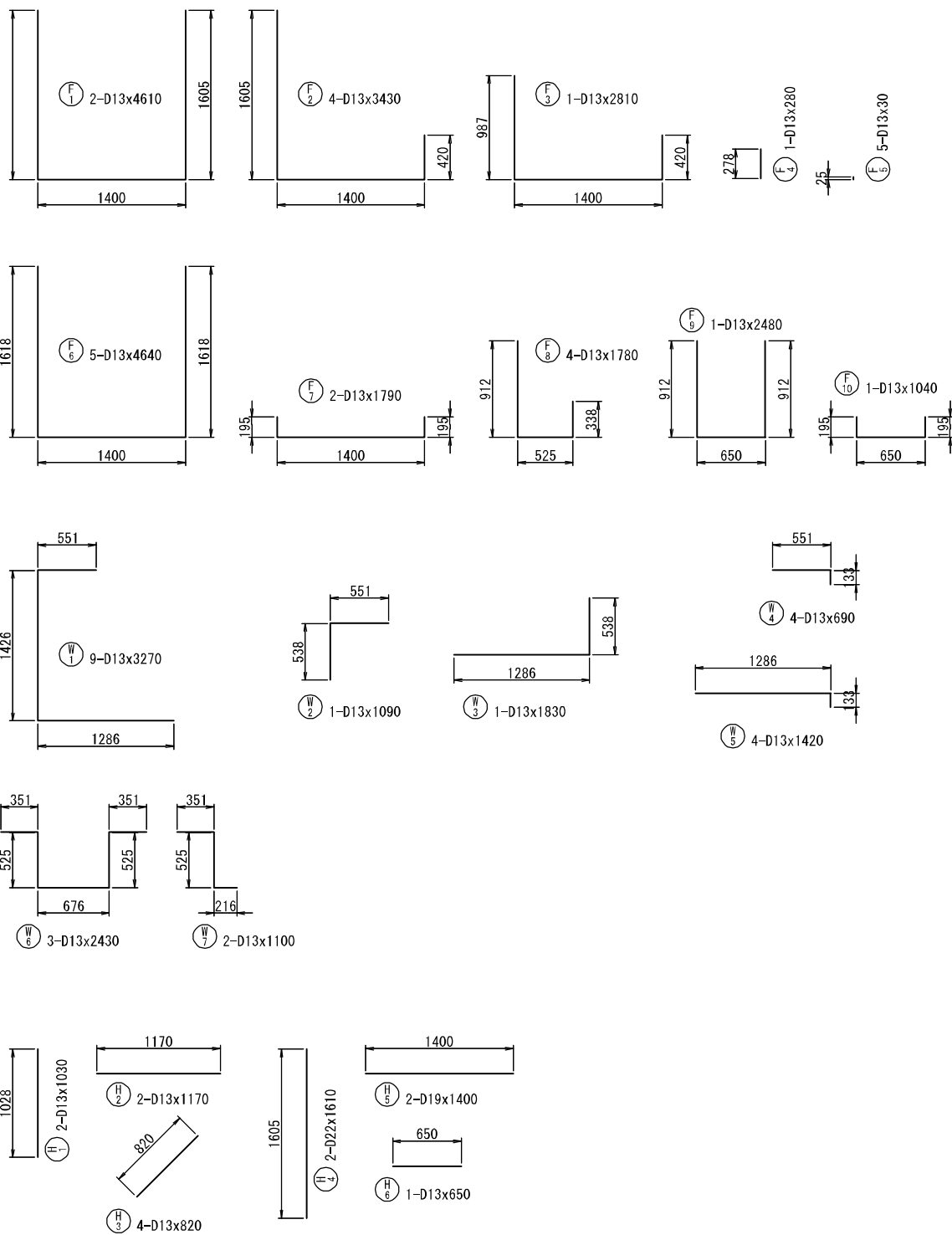
位置図



工事名	R7国道50号前橋交差道路 野町地区改良その3工事		
図面名	放流塔配筋図(1)		
年月日	令和 8年 2月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	19 の 12
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

放流塔配筋図(2) S=1:30



鉄筋重量表

記号	径	長さ	本数	単位質量	1本当質量	質量	摘要
F1	D13	4610	2	0.995	4.587	9	└┐
F2	D13	3430	4	0.995	3.413	14	└┐
F3	D13	2810	1	0.995	2.796	3	└┐
F4	D13	280	1	0.995	0.279	1	
F5	D13	30	5	0.995	0.030	1	
F6	D13	4640	5	0.995	4.617	23	└┐
F7	D13	1790	2	0.995	1.781	4	└┐
F8	D13	1780	4	0.995	1.771	7	└┐
F9	D13	2480	1	0.995	2.468	2	└┐
F10	D13	1040	1	0.995	1.035	1	└┐
65 kg							
W1	D13	3270	9	0.995	3.254	29	└┐
W2	D13	1090	1	0.995	1.085	1	└┐
W3	D13	1830	1	0.995	1.821	2	└┐
W4	D13	690	4	0.995	0.687	3	└┐
W5	D13	1420	4	0.995	1.413	6	└┐
W6	D13	2430	3	0.995	2.418	7	└┐
W7	D13	1100	2	0.995	1.095	2	└┐
50 kg							
H1	D13	1030	2	0.995	1.025	2	
H2	D13	1170	2	0.995	1.164	2	—
H3	D13	820	4	0.995	0.816	3	/
H4	D22	1610	2	3.04	4.894	10	
H5	D19	1400	2	2.25	3.150	6	—
H6	D13	650	1	0.995	0.647	1	—
24 kg							
鉄筋質量							
D22					10 kg		
D19					6 kg		
D13					123 kg		
総質量					139 kg		

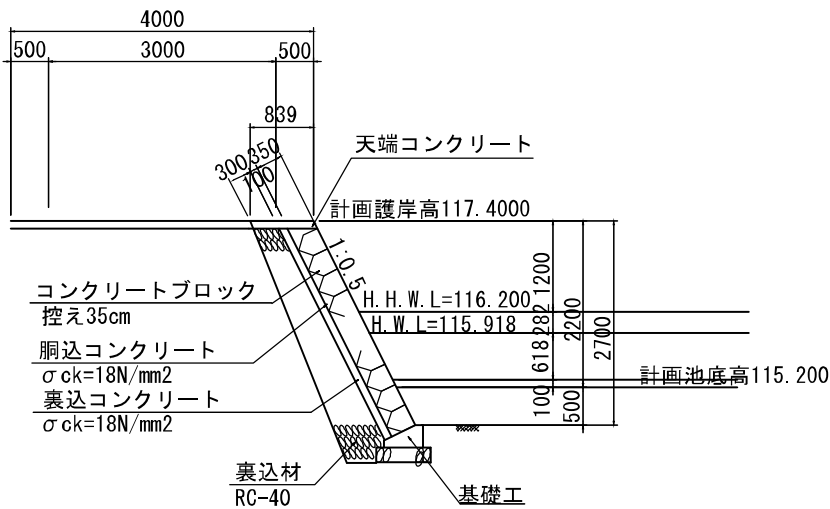
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	放流塔配筋図(2)		
年月日	令和 8 年	2 月	日
縮 尺	1:30	図面番号	19 の 13
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

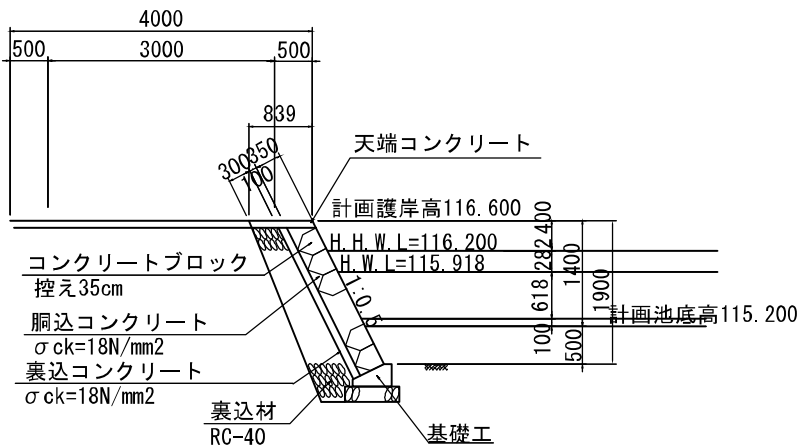
護岸工構造図

護岸工構造図 S=1:50

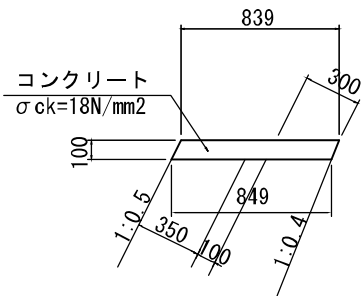
(鍋木川西調整池)
(流入側)



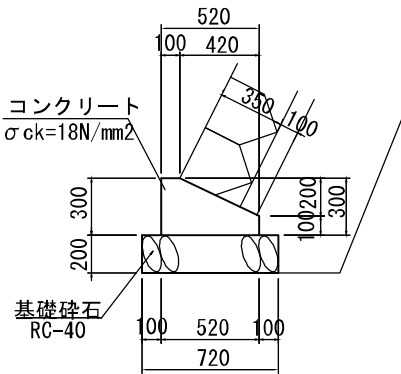
(鍋木川西調整池)



天端コンクリート工 S=1:20



護岸基礎 S=1:20

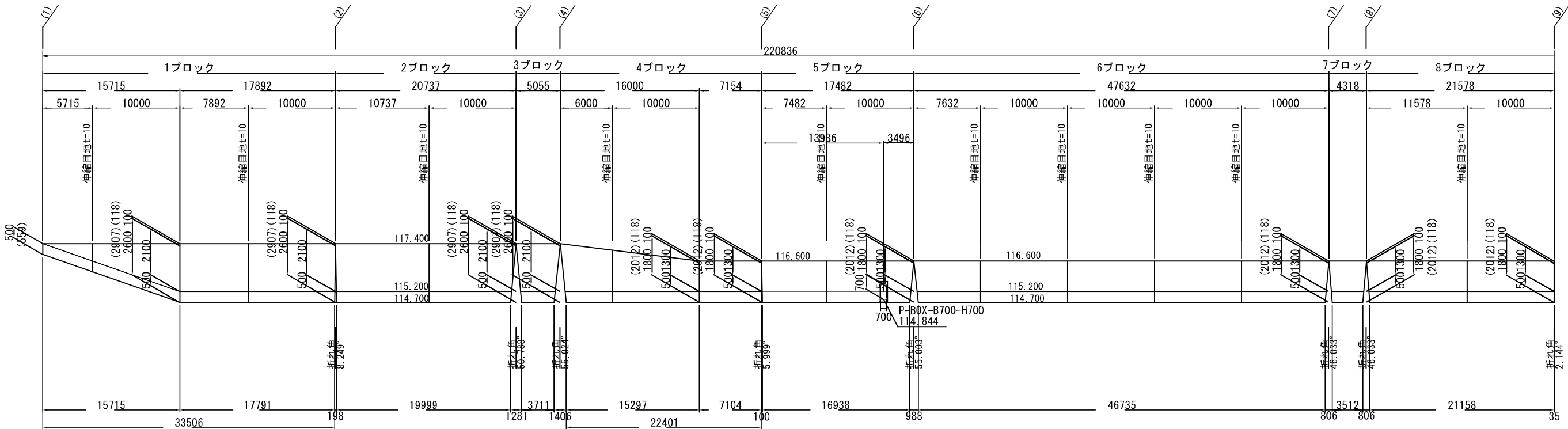


本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

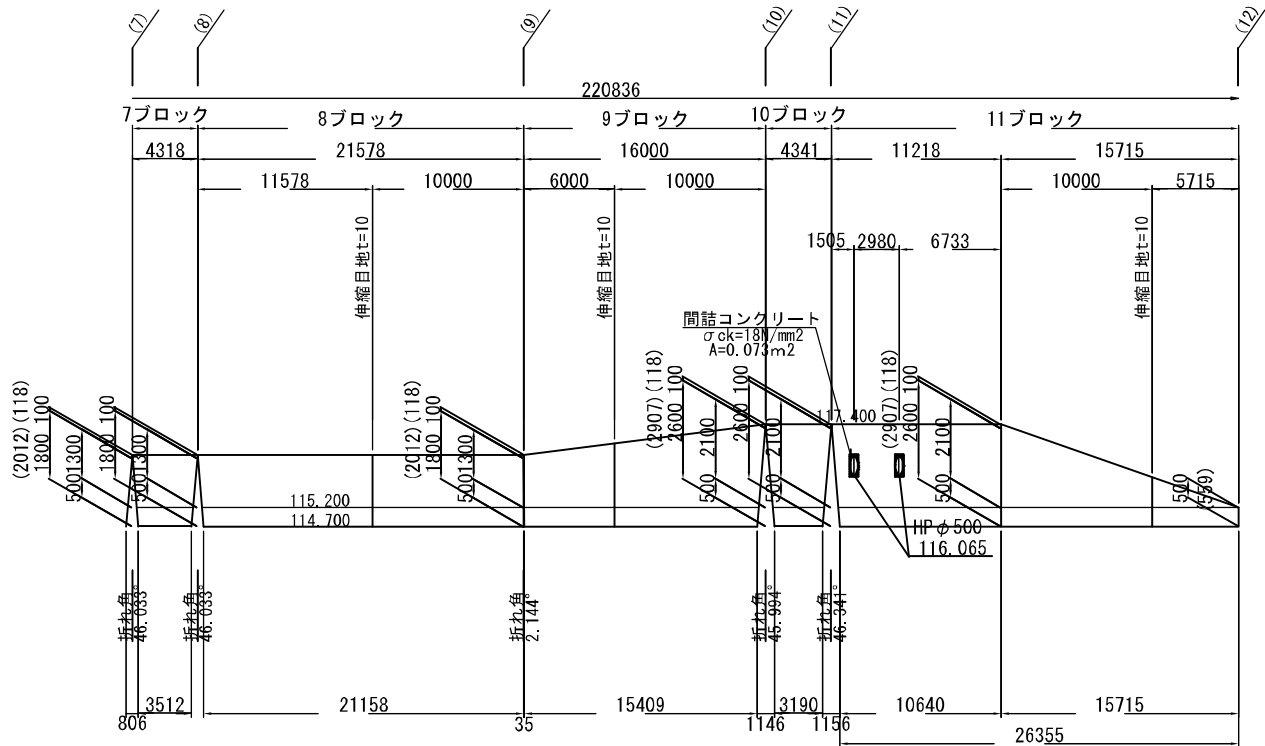
工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	護岸工構造図		
年月日	令和 8年 2月	日	
縮 尺	図示	図面番号	19 の 14
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

護岸工展開図

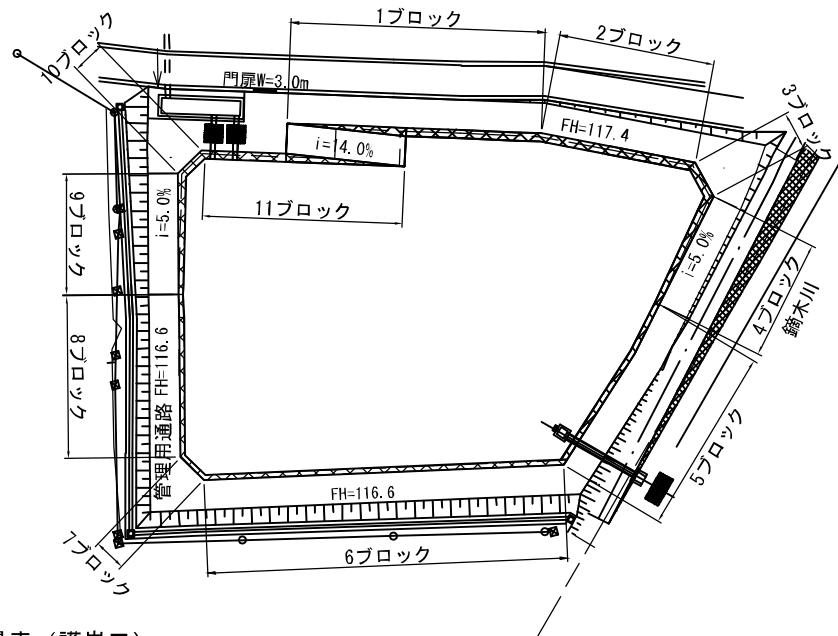
V=1:100
H=1:250



平面位置図



※ () 内は斜長である。



数量表（護岸工）

工 種	種 別	細別・規格	単位	数 量	摘 要
ブロック積護岸工	ブロック積	t=350	m ²	449.5	
	胴込コンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$	m ³	99.4	
	裏込材	RC-40	m ³	227.0	
	裏込コンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$	m ³	45.3	
	伸縮目地	t=10	m ²	24.0	瀝青質
	間詰コンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$	m ³	0.1	
基礎工	基礎コンクリート		m	212.9	
天端工	天端コンクリート		m	220.8	

1式当り

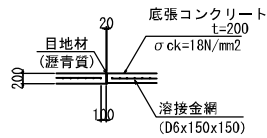
工事名	R 7 国道 5 0 号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	護岸工展開図		
年月日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	V=1:100 H=1:250	図面番号	19 の 15
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

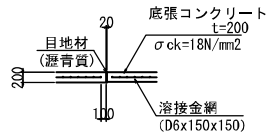
底張コンクリート目地割図 S=1:100

継目工詳細図 S=1:50

(調整池底)

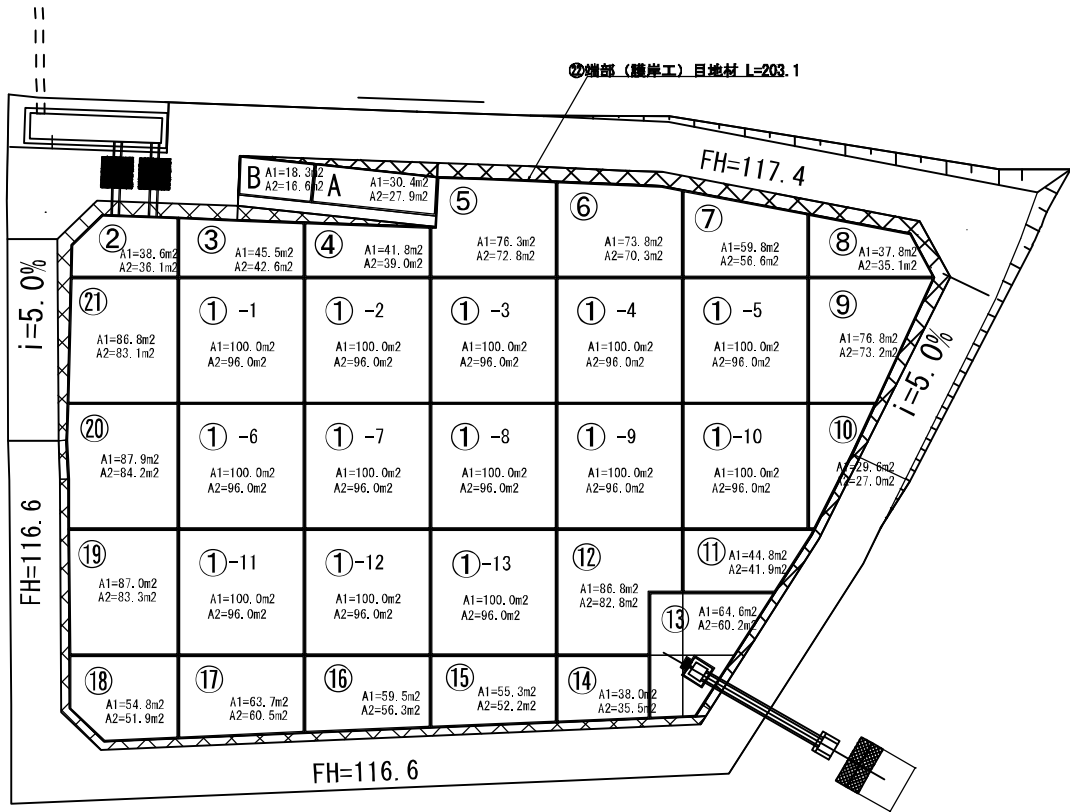


(調整池坂路)



数量表

番号	底張コンクリート(m2)	溶接金網(m2)	目地材(m)	備考
調整池				
①	100.0	96.0	20.0	
	1300.0	1248.0	260.0	13箇所
②	38.6	36.1	13.3	
③	45.5	42.6	14.4	
④	41.8	39.0	14.0	
⑤	76.3	72.8	17.6	
⑥	73.8	70.3	16.9	
⑦	59.8	56.6	15.0	
⑧	37.8	35.1	10.0	
⑨	76.8	73.2	5.4	
⑩	29.6	27.0	0.5	
⑪	44.8	41.9	7.4	
⑫	86.8	82.8	20.0	
⑬	64.6	60.2	5.0	
⑭	38.0	35.5	5.3	
⑮	55.3	52.2	5.7	
⑯	59.5	56.3	6.2	
⑰	63.7	60.5	6.6	
⑱	54.8	51.9	8.7	
⑲	87.0	83.3	18.7	
⑳	87.9	84.2	18.8	
㉑	86.8	83.1	10.0	
㉒			203.1	外周端部
合計	2509.2	2392.6	682.6	
坂路部				
(A)	30.4	27.9	22.7	
(B)	18.3	16.6	14.9	
合計	48.7	44.5	37.6	



※ 底張コンクリート A1
溶接金網 A2

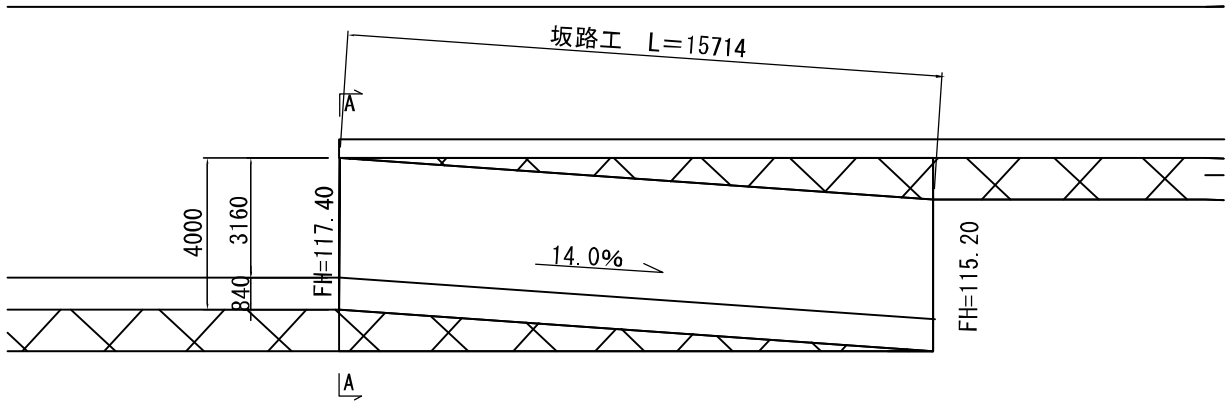
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	底張コンクリート目地割図		
年月日	令和 8年 2月 日		
縮尺	図示	図面番号	19の16
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

坂路工構造図

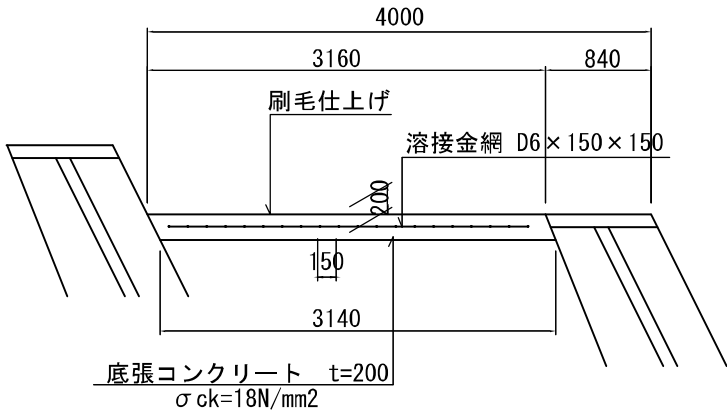
平面図

S=1:100



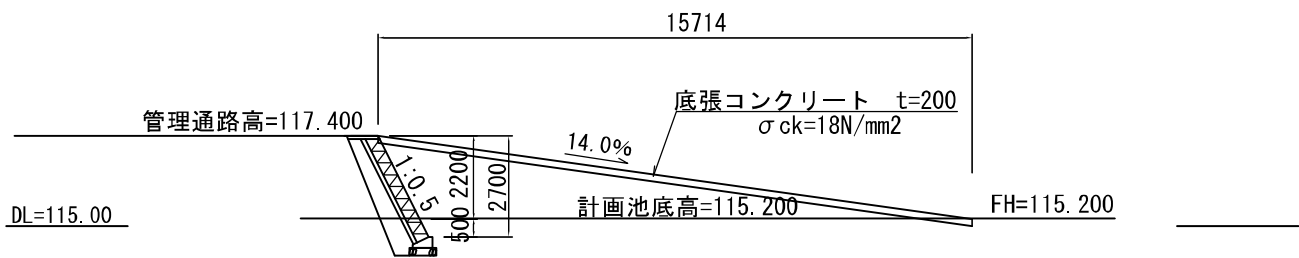
舗装構造図

S=1:30



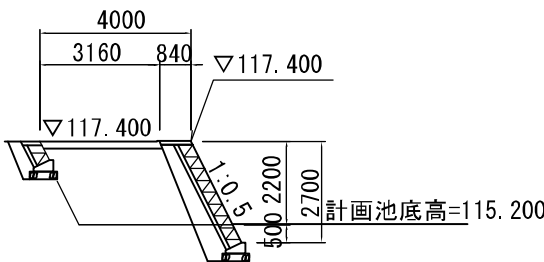
縦断図

S=1:100



A - A断面

S=1:100

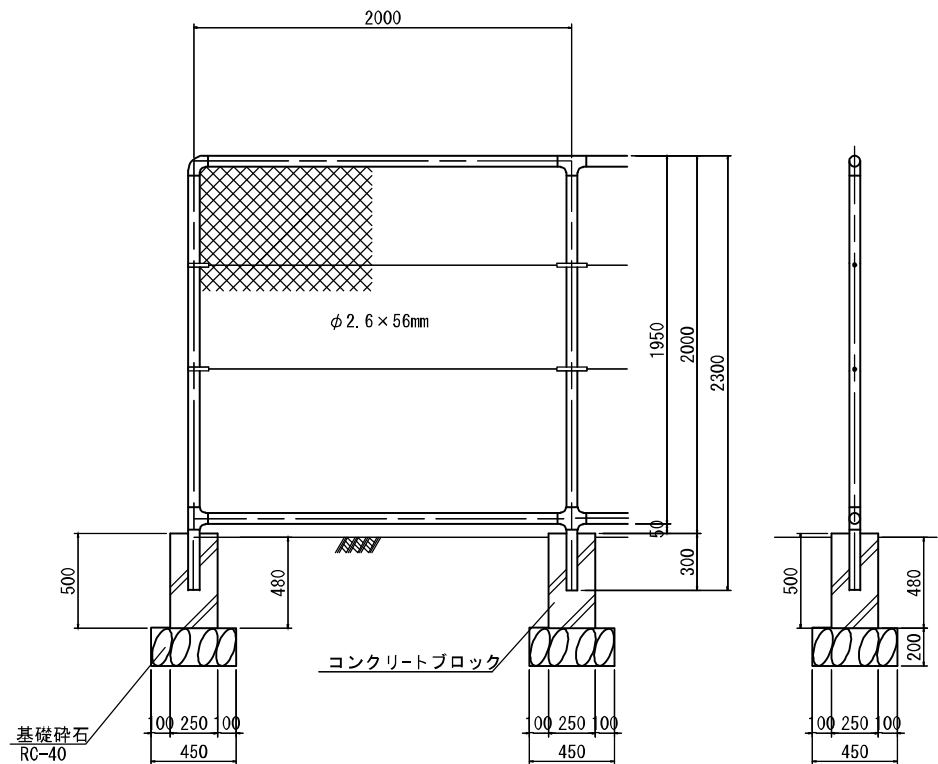


工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	坂路工構造図		
年月日	令和 8 年	2 月	日
縮 尺	図示	図面番号	19 の 17
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

立入防止柵構造図 S=1:20

立入防止柵
(H=2000)



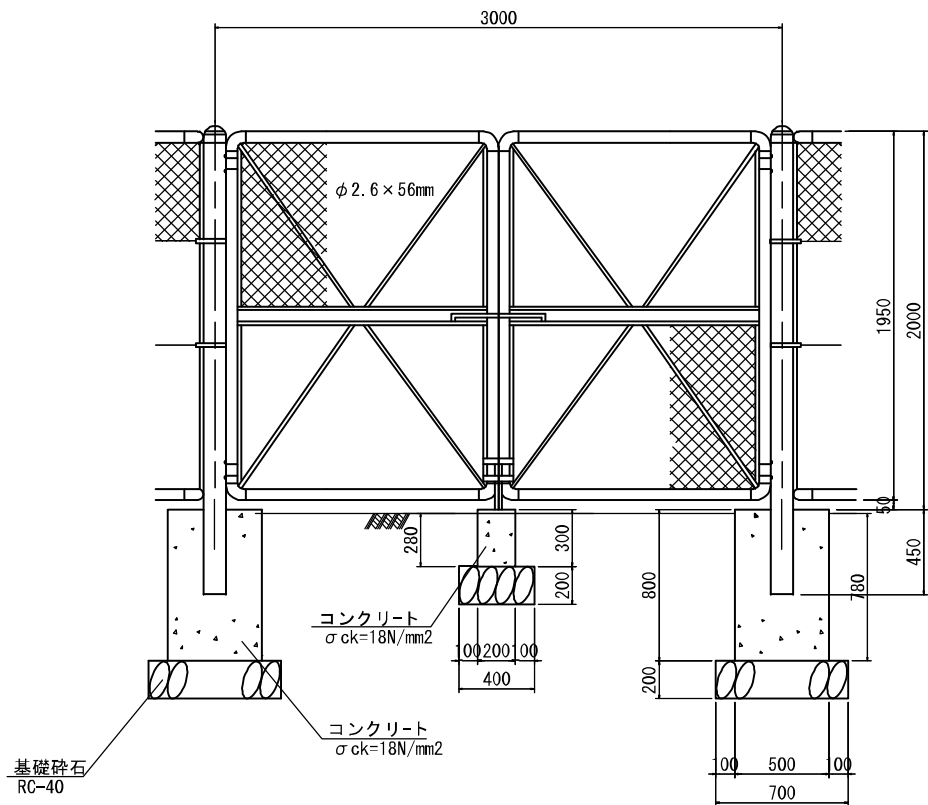
強力亜鉛メッキ (400g/m²以上) 金網PC-A2000同等品以上

立入防止柵 材料表

10m当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
立入防止柵	PC-A2000同等品以上 金網亜鉛メッキ400以上	m	10	
コンクリートブロック	250×250×500	個	5	参考重量 62kg/個
基礎碎石	RC-40、t=200	m ²	1.0	

門扉
(H=2000 W=3000)



強力亜鉛メッキ (400g/m² 以上) 金網PC-A2000同等品以上

門扉 材料表

1基当り

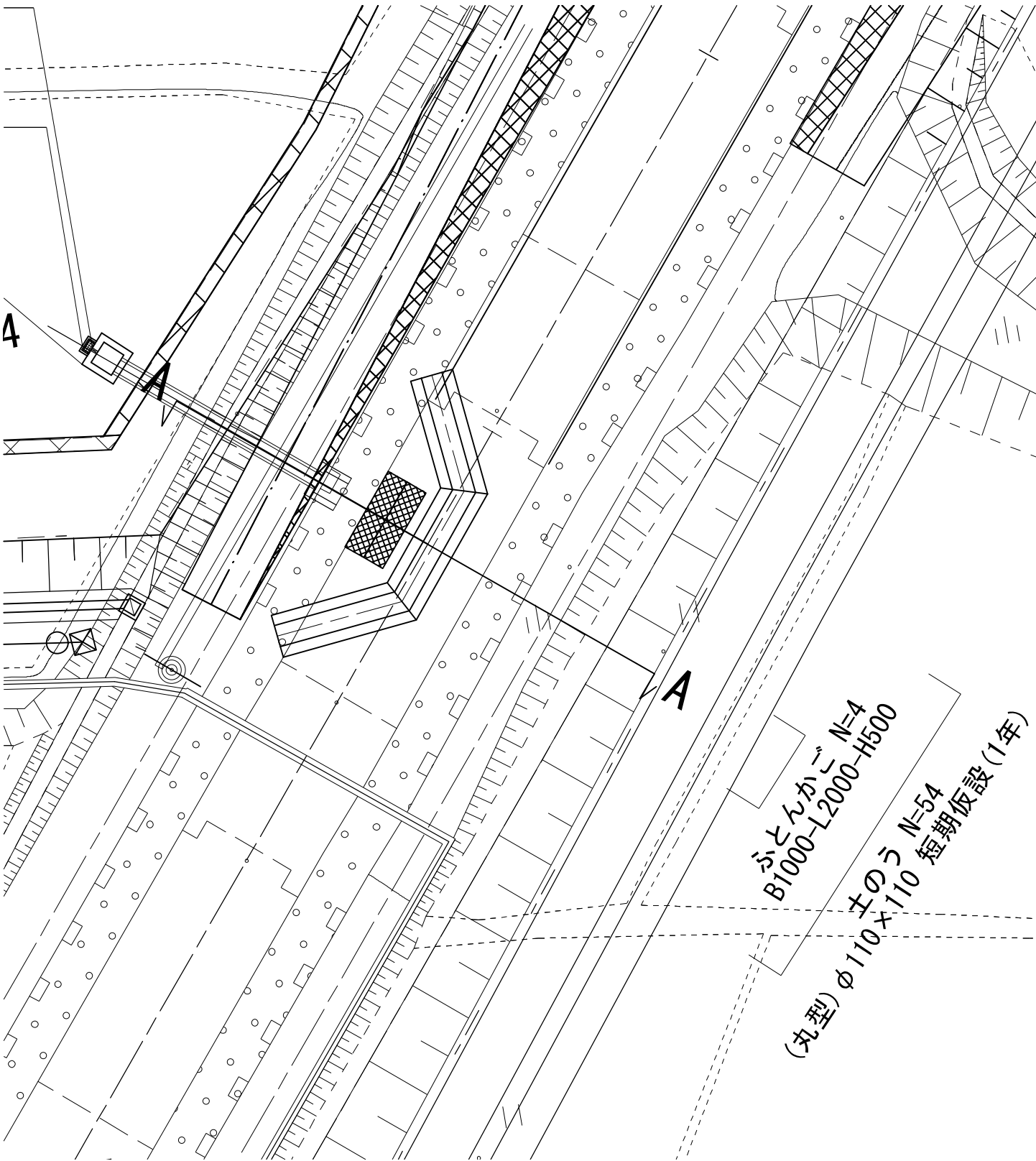
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
門 扉	PC-A2000用門扉 同等品以上	基	1	H-2000 W-3000 金網はフェンスPC-Aとする
コンクリート	σ ck=18N/mm ²	m ³	0.41	
型 枠		式	1	
基礎碎石	RC-40、t=200	m ²	1.14	

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

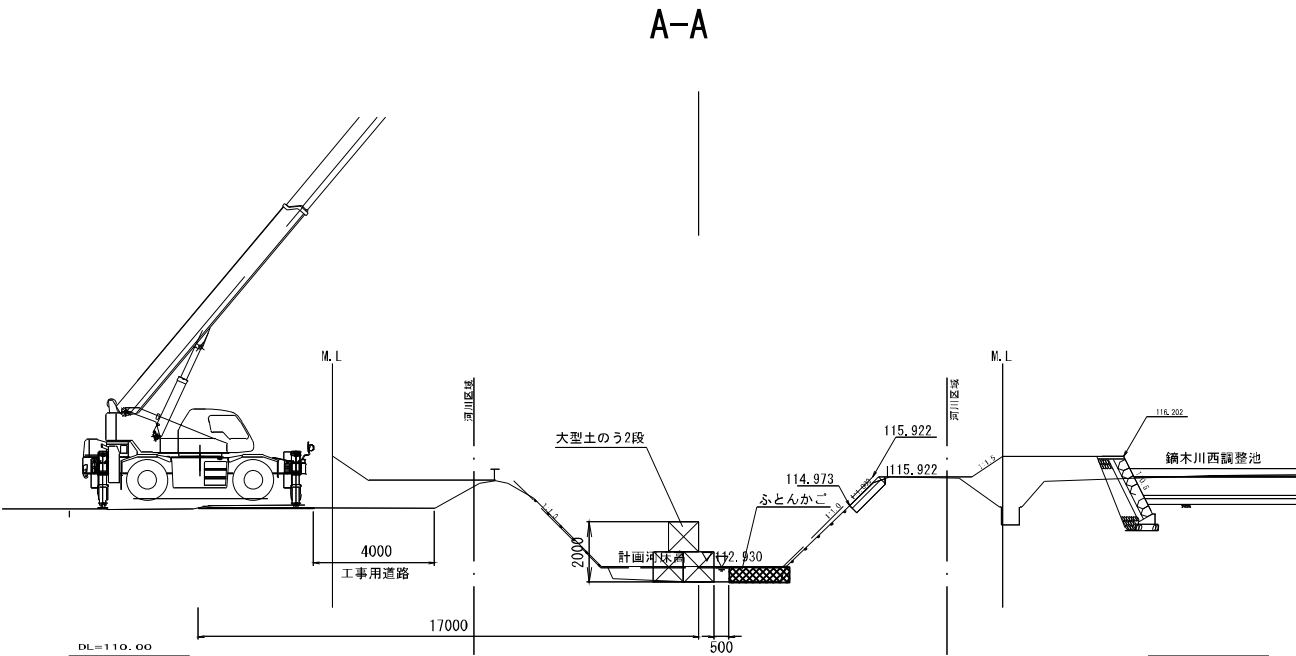
工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	立入防止柵構造図		
年月日	令和 8 年	2 月	日
縮 尺	1:20	図面番号	19 の 18
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

仮締切工計画図 S=1:250

仮締切工平面図



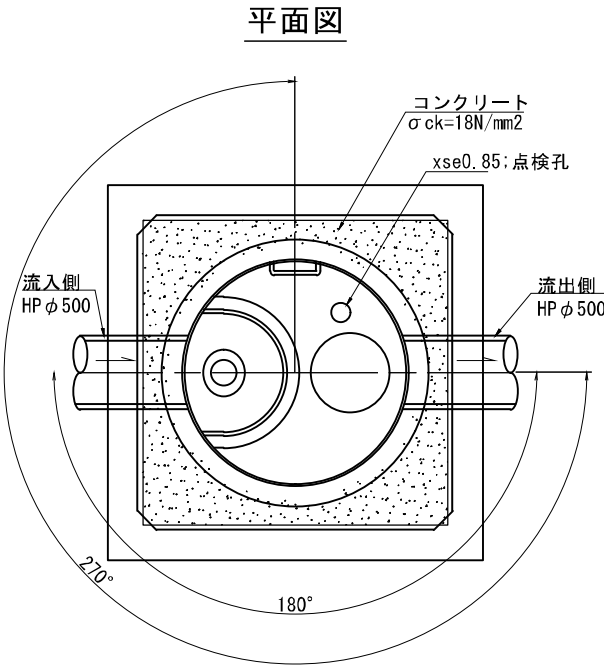
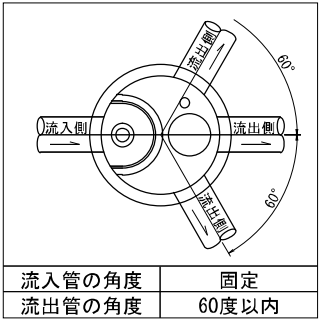
仮締切工断面図



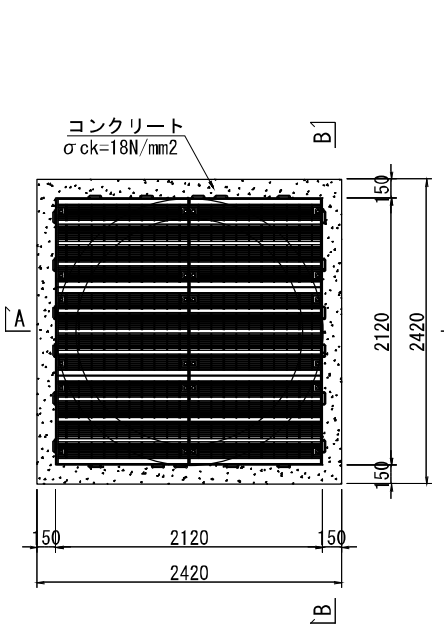
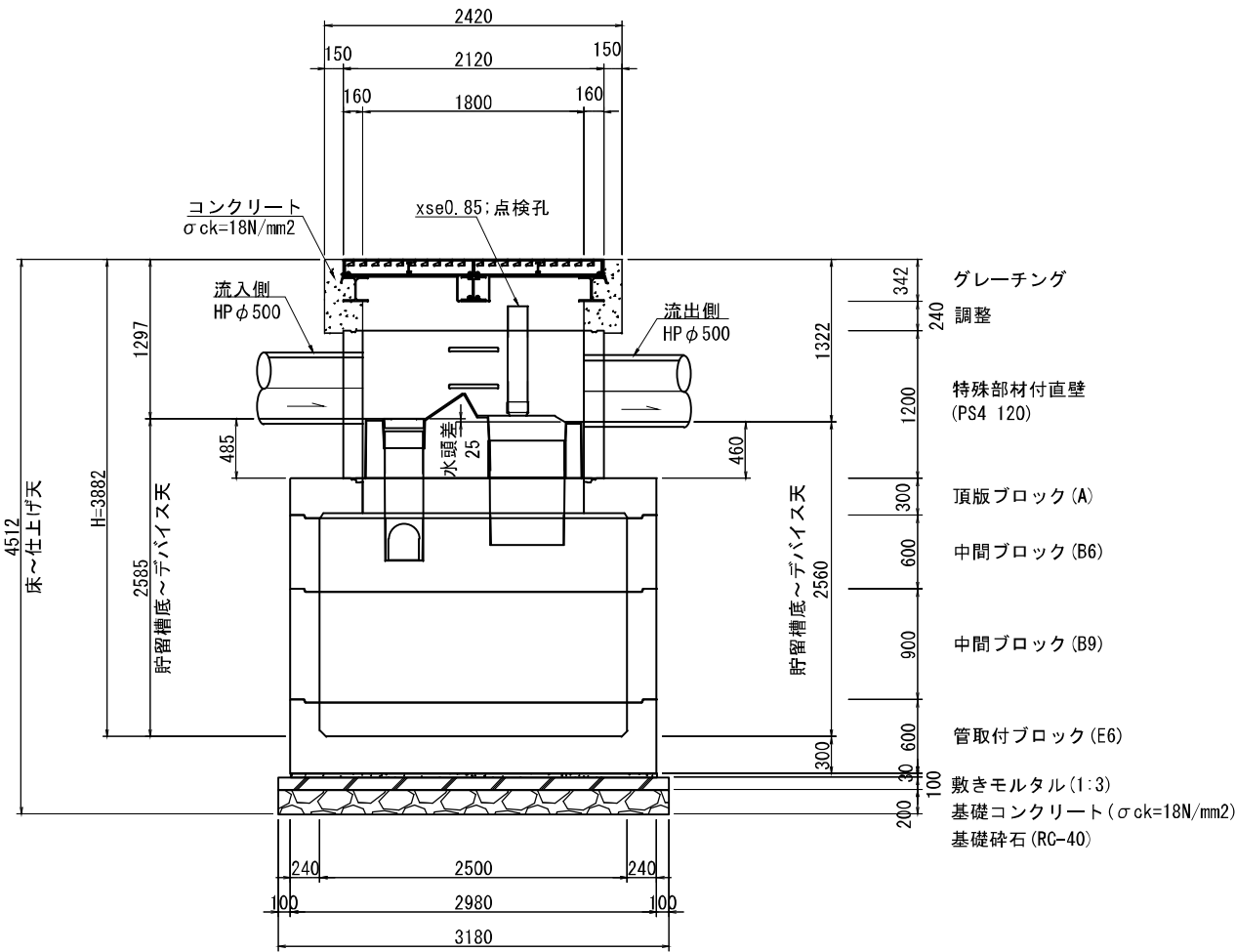
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	仮締切工計画図		
年月日	令和 8年 2月	日	
縮尺	1:250	図面番号	19 の 19
会社名	-		
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

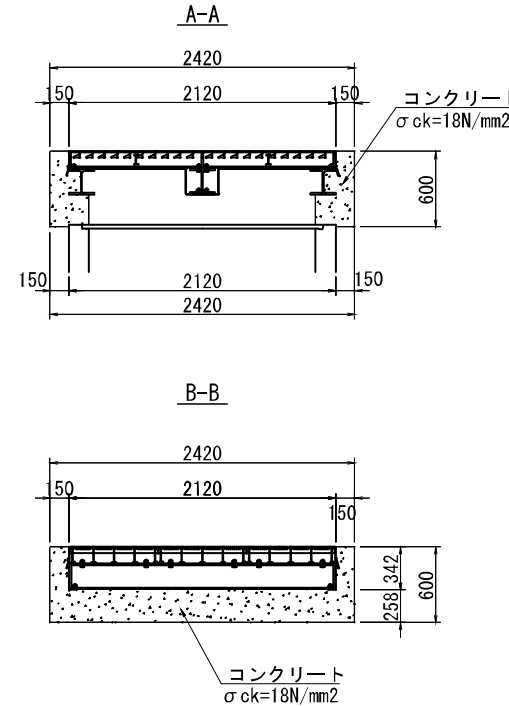
油水分離柵構造図(参考図) S=1:30



断面図



蓋部詳細図



材料表						
名称	種別	規格・寸法	単位	数量	参考重量 (kg)	備考
蓋	グレーチング	φ1800用, h=342	組	1	1056	T-25、細目
	コンクリート	σck=18N/mm ²	m ³	1.4		
	型枠		式	1		
躯体	特殊部材付直壁	φ1800, h=1200	個	1	3010	FRP製デバイス付 穿孔含む
	頂版ブロック	φ1800/□2500, h=300	個	1	4550	
	中間ブロック	□2500, h=600	個	1	3940	
	中間ブロック	□2500, h=900	個	1	5900	
	管取付ブロック	□2500, h=600	個	1	8440	
基礎	敷きモルタル	1:3	m ³	0.27		
	基礎コンクリート	σck=18N/mm ²	m ³	1.0		
	基礎砕石	RC-40 t=200	m ²	10.1		

ユニット サイズ	処理能力		貯留槽			
	処理流量 *1 (m ³ /s)	対象流域 *2 (m ²)	マンホールサイズ (mm)	貯留槽最小深さ*3 (mm)	貯油量 (m ³)	全貯留量*4 (m ³)
S T C 9	0.030	12000	□2500 (φ1800)	2560 (1800 矩形部高)	1.780	11.160

- *1 貯留槽内で処理できる最大値であり、この値を超えるとデバイスをオーバーフローする流れとなります。
*2 降雨強度10mm/hr、流出係数0.9の場合の対象流域です。
*3 流出側の「貯留槽底～デバイス天」の最小値であり、機能上、この値以上が必要です。
*4 「貯留槽最小深さ」のときの貯留槽容量です。

この「参考図」は入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道50号前橋笠懸道路 野町地区改良その3工事		
図面名	油水分離柵構造図(参考図)		
年月日	令和 8 年	2 月	日
縮尺	1:30	図面番号	参 の 1
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 高崎河川国道事務所		